

2003年10月9日

SUIGENREN
DAYORI
No.25

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429

FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

ホームページ <http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen.htm>

11月22日～23日

伊予大洲総会・山鳥坂ダム全国集会へ



— 目次 —

・伊予大洲総会へ	2
・山鳥坂ダムと肘川を考える全国集会へ	5
・川辺川ダム建設中止まであと一歩	7
・「吉井川」14号より（苫田ダム）	12
・「徳山ダムをやめさせる会」発足	15
・新資料から見てきた河川管理者の無責任さ（辰巳ダム）	25
・東大芦川ダムの費用対効果は0.57	27
・サンロケダム、着工から5年半経った今	29

ダム計画を中止に追い込むため、

水源連総会と全国集会の開催地、伊予大洲へ

ダム計画を中止に追い込むため、各地の住民は様々な戦術を駆使した闘いを展開しています。

そうした全国のダム反対運動の連絡組織・相互支援組織である水源連も10回目の総会を迎えることになりました。

今年の総会は、愛媛県・肱川の山鳥坂ダム計画（事業主体：国土交通省）に対して活発な反対運動が続けられている地元の方々の協力のもとに、伊予大洲市で開催します。

山鳥坂ダムは治水上も利水上も全く必要性の無いものです。その中止に向けて奮闘されている地元の方々が今回は全国からの支援が是非とも必要と考え、実行委員会を組織して全国集会の準備を進めています。

全国的には、ダム反対運動の高まりによって、多くのダム計画が中止されてきました。しかし、一方で、川辺川ダム、徳山ダム、苫田ダムでは、国は、根拠のないダム計画を押し進めるため、土地収用法による強制収用まで行おうとしています。

川辺川ダムでは、今まで例を見ない国土交通省対住民の「住民討論集会」が継続され、川辺川ダム計画の欺瞞性が明らかにされてきています。その利水に関しては「国営川辺川土地改良事業の変更計画は違法」という判決が確定したことにより、収用委員会では申請却下もありうる状況になっています。

徳山ダムでは、総事業費が大幅に増額される一方で、受水予定自治体はその取水計画が皆無であることが明らかになっています。これに対して、「徳山ダム事業費大幅増額の費用負担に同意せず、ダム事業から撤退すること」を各自治体に迫る運動が展開されています。

また、淀川水系流域委員会の脱ダム宣言ともいえる提言に対して国土交通省が巻き返しを図っている一方で、大阪府などのダム事業からの撤退表明が相次いでダム計画の根底が崩れつつあります。

国土交通省の巻き返しの動きは他の地方でも見られ、「中止」が決定したダム計画の再浮上を狙う動きが出てきています。

県営ダムにおいても、静岡県の大田川ダム、香川県の内海ダム、大阪府の槇尾川ダム、安威川ダム、群馬県の倉渕ダム、等々、各地でダム中止に向けての運動が展開されています。

黒部川や天竜川、大井川、那賀川、相模川などでは、ダムの堆砂問題に焦点を当てた運動が進められています。

「このような状況の中、個々のダム計画を着実に中止に追い込むために、また、既設ダムの様々な問題点に取り組むためには、水源連はどのような活動を進めるべきなのか」「その活動を支える体制をどのようにして確立していくのか」を、10年目にあたる今年の総会のメインテーマにすえて、十分な議論を進めたいと考えております。

事務局からの報告の内容と議題（水源連会則事務局案を含む）については、総会開催前に「水源連だより」でお知らせします。

水源連総会、山鳥坂ダム問題全国集会の日程と参加募集の要項は別紙のとおりです。是非とも、多くの方が大洲での総会および全国集会への参加を申し込まれるよう、お願いいたします。

山鳥坂ダム予定地現地見学会・全国集会、水源連総会の日程・申し込み方法等

1.山鳥坂ダム計画地見学会

集合場所 松山空港到着出口（22日11時20分）

大洲市民会館前（12時45分、車の方）

伊予大洲駅前（午後1時、列車の方）

参加費 松山空港から2500円 伊予大洲駅から1500円

2、山鳥坂ダム問題全国集会

会場 大洲市市民会館ホール

時間 11月22日 午後3時30分～6時30分

主催 現地実行委員会

3、水源連懇親会

会場 ホテル研屋（とぎや）市民会館から徒歩10分 電話0893-24-2029

4、水源連 第10回総会

会場 大洲市民会館会議室

時間 1月23日（日）午前8時30分～午後2時

参加費 軽食代等で500円

11月22日（土）～23日（日）のスケジュール

22日（土）	11時20分	松山空港より見学会バス出発（到着出口付近集合）伊予大洲駅へ
	12時45分	見学会バス大洲市民会館前（車の方はここに集合）
	13時00分	伊予大洲駅見学会バス出発 山鳥坂ダム計画地現地見学へ
	15時00分	見学会バス大洲市民会館着
	15時30分	全国集会開始（詳細は別紙チラシ参照）
	18時30分	市民会館から宿舎へ移動
	19時00分	夕食兼懇親会（ホテル研屋）
23日（日）	8時30分	市民会館で水源連総会
	11時40分	軽食休憩（20分程度）
	14時00分	総会終了

※ 総会終了後松山空港方面へ向かう方はシャトルバスが早くて便利です。観光シーズンで混雑し

ますので予約をお勧めします。申込書に飛行機の航空会社・便名・時間を明記してください。

☆ 22日の宿泊費は7千円（朝食付き）夕食兼懇親会費用込みで10500円。

☆ 宿泊先（大洲市内2カ所の予定）

・ ホテル研屋（とぎや）0893-24-2029 [夕食兼懇親会場]

・ ホテルだいいち 0893-24-5156

☆ 見学会参加費は松山空港からの場合2500円、伊予大洲駅からの場合1500円

☆ 全国集会の参加費（資料代）は別途会場で頂きます。

☆ 総会の参加費（軽食代等）で500円

【参加申込】

★ 申し込みは、同封の用紙に記入の上11月5日必着で、下記宛にFAXまたは郵送でお送りください。E=MAILの場合は必要項目全てを明記してお送りください。宿泊先が2カ所に分かりますので、調整の都合上出来るだけ早めに確実な内容でお送りください。

★ 申し込み以降に変更が生じた場合至急ご連絡ください。

★ 送り先 〒181-0016 三鷹市深大寺2-27-13 佐藤 守 0422-32-9811（電話は夜間のみ）

※ 11月22日（日）以降の期間中の問い合わせや緊急連絡は、下記宛に御願います。

遠藤 090-8682-8610 または 佐藤 090-1845-6763

【総会資料作成について 事務局から御願い】

各地の運動の報告をお寄せください。総会は時間の制約もあり各地の報告を十分に行うことが困難です。それを補うため総会資料に各地の1年間の報告を資料として入れています。多忙のところ申し訳ありませんが下記のようにお送りください。

様 式： B5版縦の用紙に横書き（B4の紙に2P分並べて印刷します）

ページ数： 新聞記事等も含めB5で4PまたはB4横、で2p程度

締め切り： 11月8日

送り先： 181-0016 東京都三鷹市深大寺2-27-13 佐藤 守あて

E-mail の場合 moru@parkcity.ne.jp

テキストもしくはワードまたはエクセル形式の添付、MACの方はクラリワークスまたはアップルワークスでも可

【会費の納入について】

前号の「水源連だより」で年会費の納入をお願いしたところ、多くの方・団体から送金を頂きました。ありがとうございました。「忙しくてついつい未納入」という個人会員・団体会員の方は、前号に同封の振込用紙を用いて、総会までに納入を御願います。なお振込先は表紙にも記してあります。

山鳥坂ダムと肱川を考える全国集会へ

ご参加をお願いします

2003年10月4日

山鳥坂ダムと肱川を考える全国集会実行委員会

委員長 澄田恭一

肱川流域は山紫水明の地とされ、肱川と共に発展してきました。かつては豊富な水量を利用し舟運が大変盛んで、物資の流通が大変活発に行われました。藩政時代の治水対策としては、ナゲを造り堤防に竹や榎を植えました。竹は竹細工を地域の産業に育て、榎は燃やすと煙が出にくいことから軍需物資的な役割を果たしたようです。洪水でさえも田や畑に恵みを与え、豊かな農産物を手にすることができました。また、肱川は流域の年中行事と強く関わっています。成人式の日の中水泳では、大洲は古式泳法神伝流の発祥の地とされ、神伝流が披露されます。そして春の臥竜の渡し舟、川開き、鶉飼、花火大会、芋炊きなど数え上げればキリがありません。

ところが、鹿野川ダムが造られ野村ダムが完成したころから、様子が変わってきました。水量がダム操作により異常に減少したり、ダムが表現されるほどの治水効果を果たさなかったり、水質の悪化により魚が異臭をはなつなど野村・鹿野川両ダムの弊害は計り知れません。そこへ、山鳥坂ダムの建設計画です。目的は治水対策とされていますが、どの程度の治水効果が期待できるのでしょうか。

山鳥坂ダムは、松山市を中心とした3市5町へ分水のために計画されたダムです。2000年の与党三党の公共事業見直しにより中止の方向が打ち出されましたが、昨年清津川ダムが中止され、この見直しで唯一生き残った巨大ダム計画です。その後、三市五町からは分水を拒否されたにもかかわらず、目的を『治水と環境』に変更し何が何でもダムを造ろうと強引に事業が進められようとしています。その治水効果は、大洲市長が認めるように『ゼロとは言わないが』と表現される程度です。

この動きに対し、我々流域住民はあるときは署名活動、さらには住民投票・リコール・裁判など考えられる様々な活動を行ってきました。これらの活動は時には強引に、時には陰湿に、様々な手段を弄して否定されてきました。が、ここへ来て大きな前進を勝ち取ってもあります。愛媛県の各地で推進されるリコール、住民投票の直接請求がこれです。山鳥坂ダムの建設が予定されている肱川町でも町長が辞任しなければ、水源連総会が予定されている11月23日にリコールの賛否投票が行われる予定になっています。先日、住民投票の直接請求の住人者名簿の公開に対する松山地裁での判決が下りました。一審判決は、全面勝訴です。

8月末には、『肱川流域委員会について（案）』が発表されました。これによると『議論する内容』は『再構築計画案を前提として』とされ、『委員内訳』は学識経験者（委員は河川管理者が決定する）7名、『地方自治分野の有識者』（具体的には流域の市町村の長か議長）7名とされています。これが何を意味するのか、これは何が何でも山鳥坂ダムを造ろうとするもの以外の何物でもありません。

私たちは、何が何でも山鳥坂ダムの建設を止めさせるまで活動を中止する予定はありません。

実行委員会は山鳥坂ダムの持つ治水目的の欺瞞性を科学的に明らかにすることを水源連事務局に依頼しています。その検討結果が全国集会の場で発表されることになっています。この発表が、私たちが山鳥坂ダム中止を獲得する上で重要な、治水面の理論的裏づけになるものと、大きな期待を寄せているところです。

全国のダム建設反対運動に関る皆さん、『山鳥坂ダムと肱川を考える全国集会』へ、ぜひともご参加下さい。そして、皆さんの豊かな経験を私たちに伝えてください。また、肱川の現実を見てそのうえで、様々なアドバイスをいただければと考えています。



絶滅危惧種「ヤイロチョウ」

ヤイロチョウは環境庁の絶滅危惧種1Bに指定された野鳥の中では最も美しい鳥です。その姿を見た人はごくわずかしかありません。高知県の県鳥に指定され、高知県では手厚く保護活動がなされています。そのヤイロチョウは山鳥坂ダムが出来れば営巣繁殖地は湖底に沈んでしまいます。すなわち山鳥坂の森から姿を消してしまうでしょう。国土交通省はごく最近までこの事実を公表していませんでした。今年も肘川・水と緑の会メンバーが渡来を確認しております。自然環境保護のためにもダムをつくってはいけません。

肱川・水と緑の会HPより

川辺川ダム建設中止まであと一歩！

～農民・漁民・住民がダム建設をストップする～

水質日本一の清流（環境省認定）といわれ、30センチ級の「尺アユ」が群れる熊本県の川辺川に、九州最大級の川辺川ダム計画が発表されて37年。事業者である国土交通省は、2004年度政府予算案の概算要求で、川辺川ダム本体工事費の計上を見送った。同省は1999年度より川辺川ダム本体工事費を予算に計上したうえで、今年度まで5年連続で執行を見送っており、川辺川ダム事業は実質上凍結状態に入っている。

国土交通省の補償案を否決して収用委員会の攻防にまで持ち込んだ漁民と、利水訴訟に勝訴した農民と、目的のなくなったダム建設を中止し清流を未来に手渡そうとする住民の闘いは、あと一歩で川辺川ダム計画を寄り切る所まで来ている。

●治水に川辺川ダムは不要

河川改修が進み、未改修の一部の地区を除けば、今では過去最大の洪水が来ても川から水があふれることはない。平成7年7月洪水（2日間雨量447.1mm）では、80年に1度の大雨だったにもかかわらず、国交省が想定するような大きな被害は全く出なかった。

住民はダムによる治水を望んではいない。下流域の多くの住民は、過去の経験からかえって大雨の時にダムに限界までたまった水が、一気に放流される時の増水を恐れ、ダム建設に反対している。球磨川上流に市房ダムがあることで、住民はその危険性を十分に体験しているのだ。

危険なダム建設に頼るのではなく、人工林の間伐をすすめて山林の保水力をさらに高めることや、河川の浚渫をすすめ、より水害に強い地域づくりを進めていくことが求められている。

●「川辺川ダムの水が必要」とする農家はわずか4%

川辺川ダムから農業用水を引こうとする利水事業の事実上の中止を求めて、多くの農家が農水省を相手に裁判を起こした「川辺川利水訴訟」で、5月16日、福岡高裁は原告農家勝訴とする判決を下し、5月19日には農水大臣が上告を断念し、判決は確定した。

現在、国・県・地元自治体が一体となり、川辺川地区の新たな利水計画を一年をめどに策定しようと、農家の意向を聞く意見交換会や、ダム以外の水源を探る現地調査が進められている。9月5日、農水省と熊本県が新利水計画策定に関わる農家意見書の集計結果を公表した。「川辺川ダムの水が必要」とする農家はわずか4%だった。

この利水事業は、土地改良法によると農家の申請事業であり、また、事業を成立させるには対象農家の三分の二以上の同意が必要だ。つまり、川辺川ダムによる利水事業は完全に頓挫したわけで、多目的ダムとしての川辺川ダム建設計画は破綻している。

●国土交通省は「強制収用の裁決申請」を取り下げるべき

球磨川流域に漁業権を持つ球磨川漁業協同組合が2001年に、2度も国土交通省が提示した川辺川ダム漁業補償契約の受け入れを否決した。これを受けて2001年12月、強引にも国土交通省は漁業権の強制収用を求める裁決申請を熊本県収用委員会に対して行った。ところが、強制収用の前提となる事業認定の内容そのものが破綻しているのだ。

裁決申請書に、国土交通省は「川辺川ダム事業が完成すれば、かんがい用水の供給が可能となる。（中略）その公益性は極めて大なるものである」と記している。しかし、川辺川ダムから水を引く利水事業は違法だとする福岡高裁の判決が確定し、この「極めて大なる公益性」は消えてしまったことになる。

治水面でも利水面でも川辺川ダムの「公益性」は破綻している。国土交通省は強制収用手続きを取り下げ、建設理由がなくなった川辺川ダム事業を中止すべきだ。

●川辺川ダムの優位性を立証できない国土交通省

民間の専門家グループ「川辺川研究会」による川辺川ダム治水代替案の発表をきっかけに、熊本県は2001年12月、「川辺川ダムを考える住民大集会」を開催した。国の直轄事業に対し、県がこのような集会を開催するのは極めて異例のことだ。

会場の相良村体育館は3000人の住民で超満員となった。潮谷義子・熊本県知事は冒頭の挨拶で、治水代替案について「八代流域に限れば国土交通省も（代替案による治水が）ありうると説明している。大きな驚きでした。集会はガス抜きでも帳面消しでもありません」と力強く表明した。事業者（国土交通省）と住民が同じテーブルにつき、多くの住民の参加のもと、熊本県がコーディネートして事業の是非を議論するこの討論集会は、画期的な試みだ。

2回目からは国交省が主催して、これまでに治水をテーマとして5回、環境をテーマとして3回開催されてきた。私たちは、なぜ、治水がダムでなければならないのか、あるいはダム案は治水代替案に対してどう優れているのか説明を求めてきたが、国土交通省は説明責任を果たしてきたとはとても言える状態ではない。「討論集会の議論は平行線」と報道される理由は、国土交通省が川辺川ダム建設の必要性を説明できていないからに他ない。

●荒瀬ダム、2010年度にも撤去開始

川辺川が合流する球磨川の下流には、発電を目的とする県営荒瀬ダム（八代郡坂本村）がある。荒瀬ダムによる河川環境の悪化やダム放流時の振動による被害など、地元は長年ダムの害に苦しんできた。

ダム建設から50年の年月がたち、今年3月、荒瀬ダムは水利権更新を迎えた。多くの住民がダム継続に反対し、ダムのある坂本村議会は2002年9月、ダム継続に反対する請願を全会一致で採択。このような地元の要望を県が受け入れ、熊本県は更新期間を7年間とし、2010年に荒瀬ダムの撤去が始まることが決定した。既存ダムの完全撤去は全国でも始めてのことだ。球磨川から「廃ダム」が始まったのだ。

ダムには寿命があり、環境にも取り返しのつかないダメージを与え、膨大な維持費や撤去費用が必要なのが荒瀬ダムで実証されたにもかかわらず、同じ球磨川で、一方では荒瀬ダムを撤去し、一方では新たに川辺川ダムを造ることは、どう考えても不合理なことだ。

●清流を未来に！

ダムの寿命は百年だと言われている。二十一世紀の終わりには、土砂に埋まった巨大な災害源が残るだけである。ダム建設は長い目で見れば、郷土に活力を与えるどころか、大きな災いをもたらす。

川辺川ダム事業は、無駄な公共事業の象徴であり、各種世論調査の結果を見ても住民の多くは川辺川ダム建設中止を求めている。問題がここまで複雑・長期化し、水没予定地・五木村をはじめ多くの住民がダム問題に翻弄され続けた理由は、行政が住民の声を無視して事業を進めてきたからに他ない。

今後、川辺川ダム建設の「受益者」とされている下流域住民のダム不要の意志をよりくっきりと大量に表し、「被害者」とされている五木村民や球磨川漁協の本来の意志と結び付けるとともに、これをさらに広い国民の世論で包み、ダム建設を完全中止に追い込んでいくことが、私たちの世代に課された責務ではなかろうか。

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会

緒方紀郎

■連絡先 熊本県人吉市北泉田町214番地 重松隆敏方（事務局長宅）
(TEL/FAX 0966 (22) 3917)

国交省裁決申請で県収用委

却下該当が次回判断へ

川辺川ダム事業に伴う土地、漁業権の収用案件を審理している県収用委員会（塚本航会長）は二十五日、熊本市で開いた十九回目の審理で、川辺川利水事業の抜本的見直しによって、国

土交通省の収用裁決申請が却下事件に該当するかどうかを、十月二十七日の次回審理で示す方針を固めた。
【26面に関連記事】
収用委は却下事件にあたり判断すれば、国交省に

ダム基本計画の利水目的部分の補正を求める。国交省が補正に応じなければ申請を却下、補正した場合には審理を続ける見通し。
却下事件にあたらないと判断した場合、新たな利水

計画が策定されるまで審理を休止するかなど、今後の審理の進め方を検討。漁業補償額の鑑定作業についても、次回審理で実施するかどうか決める。

同日の審理で、国交省は「利水需要はなくなっており、ダム基本計画に変更は生じない」と主張。ダムに反対する琉球川漁協の組合員らは「ダムの利水目的はすでになく、裁決申請は却下すべきだ」と反論した。

収用委の審理では、五月の川辺川利水訴訟控訴審判決で、同ダムから水を引く土地改良事業（利水事業）計画が事実上取り消され、ダム本体の基本計画に変更が及ぶかどうかのポイントとなった。土地収用法では、収用委が事業認定時と比べて「変更が著しい」と判断すれば、裁決申請を却下するとしている。

漁業権案件をめぐるのは八月の審理で、ダム容認派が占める同漁協執行部が補償額への同意を撤回。収用委は補償額の鑑定を示唆していた。また土地案件は昨年十二月に結審したが、利水訴訟控訴審判決に伴い今年八月に審理を再開した。

川辺川ダム

全体事業費は上せず

概算要求 04年度 全体事業費を1割減

国土交通省は二十七日、二〇四年度（十六年度）予算の概算要求で、川辺川ダム（球磨郡相良村）建設事業費を本年度当初予算比50%減の五十六億円に大幅減額した。川辺川利水訴訟の国取訴に伴いダム本体工事の見通しが立たない中、四年

連続で要求してきた本体工事費の計上を見送った。これでダム本体の〇四年度内竣工は不透明になった。【25面に関連記事】この理由について同省は「工事の前提となる漁業権収用の管理が大幅にずれ込っており、工事の進捗よく

を含めた現状から判断して、来年度分の本体関連工事費の追加要求は難しい」と説明している。来年度予算五十六億円の内訳は、球磨郡相良村と五木村で実施する工事用・付

大橋といった生活再建事業が中心。川辺川ダムの二年度策における進捗も率（事業費べース）は約70%。国交省は二、三年、同ダム計画を重点事業と位置付け、百十億一百五十億円の予算を確保してきた。しかし、目的

の一つである農水省の利水事業が大月から中断したことから、国交省も本体工事費や漁業補償費を含む本年度予算（百十億円）の執行が難しくなっている。

国交省は「国の厳しい財政状況を踏まえた要求だが、治水面におけるダム事業の必要性は変わっていない。現段階では、〇八年度末の完成を目指す計画変更は考えていない」としている。ダム本体工事をめぐるのは、今月二十五日の県収用委員会で球磨川漁協が損失補償額への同意を撤回。県収用委の審理は一年以上遅れる見通しになっている。

毎日新聞

(第31頁) 昭和17年4月1日第3期

03.8.28

川辺川ダム
予算見送り

運命握る利水計画

容認派 却下裁決回避に躍起

解説 国交省が来年度予算で川辺川ダム本体工事費を要求しないと求めたことは、一貫して早期竣工の姿勢を示してきた国が、当面本体工事を行うのは不可能と実質的に認めただけを意味する。同ダムを水源とする川辺川利水事業を推進したる月の福岡高裁判決によつて、国は本体工事の最後の法的なハードルである漁業権の強制収用のメドが全く立たない状況に追い込まれている。問題の審理中の熊本県収用委員会、利水事業が

進捗とされた現状では却下の裁決を下す可能性が高いからだ。そのため、国とダム容認派の球磨川漁協執行部は却下裁決を避けようと、熊本県が中心になって進めている新利水計画が確定するまで審理を引き延ばす作戦に動いている。逆に言えば、こんな早くとも新利水計画が確定するまでは漁業権を収用できないと判断しているわけで、必然的にダム本体工事それまでは不可能となる。新利水計画は水源をダムに限定しない形で農家

の意向調査が行われている。もしダムの水を使わないとなった場合、漁業権は収用できず、川辺川ダム計画自体も止まる可能性が高い。本体工事費

を予算要求しないこの国交省の決定は、ダム計画の命運が新利水計画の行方いかんにかかっていることを改めて示しているようだ。【福岡高正】

規模拡大より現状維持

委託または離農、廃業の声も

判決で違法とされた「国営川辺川土地改良事業変更計画」に代わる「新利水事業」に関する農家意向調査の結果がまとまった。この調査は、農水省（九州農政局、熊本県、原告：弁護団）が協力して、10ヶ所にのぼる意



見交換会と対象農家のほとんどに及ぶ個別訪問調査を行うというこれまでの努力の結果で

今回、明らかになった調査結果は、かねてから我々の「ダムは水はらない」という主張を

談話 — 民意は示された —

川辺川利水訴訟原告団 梅山 究

ある。調査に従事された関係者の努力に敬意を表するものであ

極めて明確に示すものとなっている。「ダムによる利水」を希望し

ている農家はわずか4%に過ぎない。これが紛れもない民意である。

農水省及び熊本県は、この意向調査に現れた「灌漑設備の補修・整備」「新たに水利を必要としている農家」に対し、早急に必要手当てを行い、「後継者がいない」「現状では不明」としている多くの農家が、今後の展望をもつて農業に励むことができよう努力されることを期待する。

状態維持ないしは規模縮小が多い。農家の先着き不安高増化、負債・自己資金心配する声が目立つた。また、将来の方については「整備は不要」「なんらかの整備は必要」がほぼ同数で、

ことと関係農家の意向について、川辺川利水訴訟の原告に勝訴した原告団の梅山究氏は「ダムは水はらない」という農民の声が意向調査でも明らかになった。熊本県はこうした農民の考え、地域農業の実態を確認した上で、「農民・農業のための施策を定めるべき」との政策（別項）を明らかにした。

【主な調査項目と回答】		主な調査項目の回答は次の通り。数字は%。	
<後継者問題>		後継者はいる	5
		後継者はいない	22
		現状では不明	9
		未記入	64
<将来の経営作物>		コメ	19
		蓮蓬	3
		果樹	2
		野菜	2
		複合	12
		未記入	53
<将来の経営展望>		現状維持	29
		規模拡大	6
		規模縮小	7
		離農・廃業	6
		小作および委託	5
		未記入	32
<整備の将来方向>		整備は不要	18
		何らかの整備必要	20
		未記入	51
<不要の理由>		現状で良い	73
		必要なし	23
		ダムは不要	4
<整備の内容>		灌漑設備整備	31
		農道整備	24
		区画整理	21
		基盤整備	11
		地域として必要	6
		川辺川ダムが必要	4
		既存水利の改修	3
<これからの水手当>		現状でよい	12
		新たな水は必要	7
		新たな水は不必要	4
		川辺川ダムは必要	4
		既存設備の整備	4
		未記入	60

利水事業計画向けこの関係農家の意向調査は、七月十一日から八月六日まで十カ所で行われた見直しなどの意見交換会での意見と、大層の農家に交付した意向書を集約したもので、意向書の回収率は

は九月一日現在で75・67%、3270戸分の回答をマークしている。調査項目は、①後継者問題②将来の経営作物③将来の経営展望は、農地経営の現状や水不足時の対応、これが

らの水手当で、施設整備に伴う経済負担などで、新利水事業策定に必要な意見を求めたものだが、おおまかに集約すると、「後継者が決まってい

ない農家はほとんどで、中心作物はコメ+の複合栽培、現

状態維持ないしは規模縮小が多い。農家の先着き不安高増化、負債・自己資金心配する声が目立つた。

また、将来の方については「整備は不要」「なんらかの整備は必要」がほぼ同数で、

新川辺川利水 農民が厳しい反応

ダムなんか、いらない

9割以上が「ノー」

後継者なし、先行き不安、まだまだ

農水省九州農政局と熊本県農政部は、新川辺川土地改良事業策定のための関係農家（八重市、多良木町、あさぎり町、御町、相良村、山江村の4321戸）を対象とした意向調査の最終結果を公表したが、これからの水手当で川辺川ダムを必要とした農家はわずか12.0戸で、なんらかの基盤整備は必要とした農家だけの意向でも、川辺川ダムを望んだのはその4%（延べ）でしかないことが明らかになった。

計画策定に重大影響 注目される資料分析



集計の農家意見。回収率は75・67%で、今後の集計でも、大半の増はあるとしても、ダム利水関係者のほぼ九割以上がダム不賛の意向を鮮明に示したことは、国、県が進めようとして

いる新利水事業策定に大きな影響を与えることは必定で、場合によっては計画策定そのものをめぐるがさことになるだろう。

国、県は、この農業意向調査のまとめを介して九月にも関係六団体による事前協議を行う予定だが、大方の予想を大きく超す農家のナマの声は、単に特定地域の意向というだけ、あるいはダム利水の評価というには止まらず、これまで日本農業の一角を占めて来た山村小規模農家の厳しい将来像を暗示したもので、今後の資料解析、考察が注目される。

（記者 藤く）

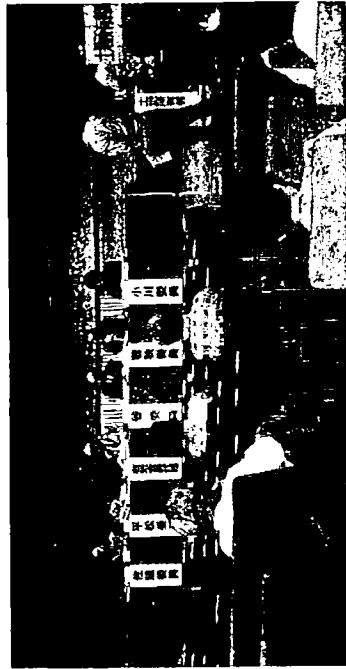
吉井川

吉井川よ 生命の川よ 子や孫を育む ふる里の川よ。天徳の恵みを運び流れよ永遠にー。

事務局 岡山市春日町5-5 (岡山地区労内) ☎(086)232-3741
 本ページ http://www3.ocn.ne.jp/~pokorin/damu/tomata.htm

第8回収用委員会審理の報告

全てを次回に持ち越す



第8回収用委員会の審理 03年7月27日 (岡山コンベンションセンター)

吉田ダム阻止共有地の強制収用にかかる 岸本、石井、由比濱、藤原の各氏が次々に県収用委員会の第8回審理が、03年7月27日(日)の13時30分から、岡山コンベンションセンター(岡山市駅元町14-1)で開かれしました。

審理には、土地所有者141人(委任状を含む)、起業者(国交省)23人、傍聴者23人が出席しました。県収用委員は菊池会長病欠のため、右近会長代理他5人が出席しました。審理では、右近会長代理の結審を目論んで審理を急ぐ議論進行に対し、土地所有者側は強い反発を示しました。土地所有者からは、津山市の成瀬さんをはじめ、大西、北川、久保、矢山、武田、

冒頭結審を示唆

冒頭、右近会長代理は、収用委員会が事業を判断する立場にはないことを強調した上で、「第6回審理では、土地所有者の希望に対して、起業者がこれまでの説明をしておき、これ以上の回答は出来ないとの表明がされた。」と述べ、「本日は、土地所有者の方から意見を聞き、その後収用委員会の合議をしまして、結審するかどうかを考えたい。」と今回で結審を示唆しました。

収用委員会として糾明が筋

これに対し、倉敷市の石井さんは、先回の私の質問にも答えないまま、審理の冒頭に収束の話をするのは大変心外だと抗議しました。そして、「……公共の福祉にもとめるのであれば、計画そのものを見直して必要によっては、収用委員会は命令出来ますから(65条)証人も証言も求める権限はあるんですよ。一度もその権限を使わないで、起業者(国交省)がこれ以上聞いでも何も出んから、ここで打ち切ると前回菊池会長はいわれた。……土地共有者の明確な指摘に対して、起業者(国交省)は最初出した意見書にすがって、全ての意見書に書いてある通りです以外に答えをしない。これでも公共性を発揮するとあなた方が判断するというのがあれば、私は収用委員会そのものを信任できません。」(65条3項、65条1項を読み上げる)

右近会長代理は、「収用委員会は、裁決書で判断を示すことになっている。だからよく意見をきいている」と答えました。

津山市の矢山さんは、「……土地収用法65条をみると、収用委員会の権限があるんじゃないですか。65条の解釈を石井

さんは提起したんです。……権限がないといわれるけど、権限はちゃんと明記されている。……」と述べ、収用委員会は、収用裁決をするために、公共の福祉を考えて、私権を強制的に取り上げるわけだから、公共の福祉が問題となり、65条によって、果たして財産権を取り上げるだけの公共性があるのかないのか、収用委員会としては糾明するのが筋ではないのか。と徹しく迫りました。

4番の土地境界に疑義

意見書と証言に食い違い

4番の土地の境界確定について、7月6日の現地再調査の際、岡山市の北川さんの指摘により、境界に疑義が生じていました。この件について、起業者(国交省)の桜田用地課長が奥津町吏員の証言書を提出し、その内容を読み上げました。その要旨は、「平成11年10月12日の境界確認は、吉田ダム工事事務所が国土調査の成果である地籍図による境界を現地に復元し、これを確認した。復元された境界を確認したところ、4番の土地に隣接する水路については、現地では水路状の形態をなしておらず、4番の土地との地形地物上の判別は明らかにできなかったが、復元された境界は高い精度を有する地籍図に基づくものであり、境界上のうち1点については、国土調査時に設置されたものと一致していた。加えて、当日は4番の土地の元所有者も立ち合って復元された境界は正しいと発言した。」というものです。

この奥津町吏員の証言に対し、北川さんは、平成11年10月12日に元所有者及び隣接管理者である奥津町吏員に確認を求め適切な境界であるとした意見書で、起業

者が正しいと主張したが、今日の証言をみると、隣接水路というのは確認出来ない。全く証言と食い違いがでていて、適正な境界がどうかかわらない。と食い違いを指摘しました。桜田用地課長は元所有者と奥津町吏員に確認を求め、適正な境界であるとの証言を得ている。今回の証言も同じで、矛盾するものではないことを確信している、と主張を繰り返しました。

発掘調査で水路に確認を

北川さんは、「そんなことをいうんでしたら、水路をちゃんと発掘調査してください。形状からみて、あそこに水路があるとは納得できません」と水路の有無の発掘調査を要求しました。

右近会長代理の、「意見はきいておきます」という答弁に対して、北川さんは、「意見じゃなくて、このままでは境界が確定できないのではないかと」と追究しました。そして、北川さんは、「非常に重要なことである。この土地（4番）が違っていたならば、他の全ての共有地の境界の決め方が正しかったかどうかの根幹にかかわるものだ」と、発掘調査して、境界を明確にするよう食いつかりました。矢山さんも、「会長、掘ってみましょう。そこに水路があるかないか掘ってみればわかることだ。収用委員会で協議してください」と述べ、右近会長代理は、「協議します」と答え、つづけて意見書の回答を起業者（国交省）に求めようとした。このため会場から、「発掘調査」に対する収用委員会の方針を先に示してほしいという意見が出ました。更に1091番の共有地についても、右近会長代理は、「現地調査の結果は裁決の資料に入れさせていただきます」と述べたため、和気町の太田さんは、「決裁書に書かれたあとと反論してどうなるのですか。いますぐ

報告してください」と迫りました。右近会長代理は、休憩を宣言しました。

境界をはきりさいなら裁判で

案案の主張放棄に激しい抗議
再会の冒頭右近会長代理は、「……………先ほど掘って見たらわからなかったという議論がありましたけど、我々としては、掘ってみる必要はないだろうと考えています」と述べたので、北川さんが、「境界をはきりさせることが収用委員会の役目ではないのか」とたたきつけたのに対し、右近会長代理は、「境界をはきりさせろのは、訴訟ではつきりさせてもらわなければ……………」という答弁に会場から、ウォーという呼び。騒然となりました。収用委員会は任務を放棄したのか……………という呼びも……………。

境界をはきりさせたいなら、裁判所という右近会長代理の発言に、土地所有者は怒り、収用委員会本来の仕事放棄するのかと強く抗議しました。

境界決定は収用委員会の役目

「境界について、双方の意見が違った場合、収用委員会の最後のまとめはどうなるのか」という岡山市の武田さんの質問に、右近会長代理は、「両論併記のうえ、起業者が必要なら土地の面積はわかっていますから、それでまとめる」と答えました。つまり、境界について双方の意見が異なるので、その双方の意見を併記したうえで、国交省が必要とする土地を収用するというものです。

武田さんは、これまで収用委員会がいつてきた意味からいっても、無責任だ。65条の権限を発揮すべきで、境界の確定ぐら

いは、あなたの権限でちゃんとやるようにというのがみんなの声だと迫りました。

右近会長代理は、「65条の処分ですが、63条の権限の範囲内です。なんでもかんでもというものではないというのが我々の考えです。……………我々は、我々の判断に基づいてやっている。」と反論しました。

矢山さんは、収用委員会の第一義的な仕事は、土地の確定と物件を確定して、それの補償を決めることだと堀池会長はいいつづけてきた。裁判の前に、まず収用委員会は何をするのかを決めることだと、きびしく詰め寄りました。

右近会長代理は二度目の休憩を宣しました。

地権者のいう通り水路はない 収用委員会の合議で確認

再会後、右近会長代理は4番の土地の境界について、「山の部分が水路のはずがないと地権者のいわれる通りだ」と収用委員会全員の合議で共通認識していることを告げました。そのうえで、4番の土地の境界不確定のまま審理をすすめようとしてきた。すかさず北川さんは、「収用委員会は、土地やその上の物件の補償価格が公共の福祉に照らして、適正であるかないかを判断するのに、境界があいまいなままですという適正な判断ができるのか納得できない。」と鋭く主張しました。

右近会長代理は、「我々は、両当事者の意見を踏まえ、必要とする土地がここにある、ない、そういう判断でのぞみます。」という判断に苦しむ答弁をしました。

地権者強行に抗議

引きつづき「境界を確定せよ」という主張に対し、右近会長代理は、「主張はよくわかりました。次に移らせてまいります」と審理を急ぎ、起業者側に回答を促しました。審理時間の定刻4時30分は過ぎていました。国交省の桜田用地課長が、「前回の審理以降に、かなりの意見が出ているので、その辺の回答をさせていただきます。これと回答書を読み上げはじめました。これに土地所有者は激しく抗議して、会場は騒然となりました。起業者席に土地所有者達は詰め寄りました。

武田さんがマイクを握り、「今の議事は絶対駄目ですよ。4時30分までというのは決まっているんですよ。実際に4番の土地の議論は終わっていない。国交省説明の前でテークアップを止め、4時30分時点で議事を終わってください」と強く要求しました。右近会長代理は、「議事進行について打合せさせていただきます」と委員全員退席しました。



異例の三度目休憩

全ての課題を次回へ持ち越す

異例の三度目の休憩です。再会後、右近会長代理は4番の土地の境界について、国交省の現行の境界線は、水路とみなさないという共通認識を持っていることを改めて述べました。

意見書の回答については、「改めて菊池会長が出席できる状況になられた後に期日を相談しまして、決めさせていただきます。本日は終わります。」と閉会を宣言しました。

境界のあいまいなまま裁決は許されない
収用委員会の根幹にかかわる問題を論議

4番の土地の境界をめぐる審理では、収用委員会の根幹にかかわる問題が論議されました。

論議の発端となつたのは、北川さんの「地形状水路には見えない」という指摘からです。国交省が境界と称している所の地形は4番の土地の一番高い所で、その数米手前は水路状の地形が判然としています。国土調査の際、境界は隣接する水路であることとを奥津町史員が証言しています。その水路がどこにあるかが明確になれば境界も確定するはずですが、国交省は、現行の高い地形の所が水路という形態はないが、国土調査と元所有者の発言で境界は正しいと主張しています。土地所有者側は、国土調査で水路が境界という証言をもとに、地形状水路とみえない所が境界というのは疑義があるとして、発掘して水路かどうか確かめると主張しました。

収用委員会は会員の合意で、地形上からみて発掘するまでもなく水路とは思えないと言っています。

では、境界はどうなるのかという土地所有者の質問には、「双方の意見が違ふ場合は両論を併記して、起業者（国交省）が必要とする土地が適正かどうかで足る。境界については「裁判所で決めてもらえばよい」という収用委員会本来の任務を放棄した態度を示しました。

これに対して土地所有者側は、土地の境界を確定しないのは、収用委員会の根幹をつくぐつがえすものだとして強く反発しています。そして、土地収用法63条3項、65条1項の権限を行使して、収用委員会本来の公共の福祉に關し、公正な判断をするという立場を踏まえ、私権を取り上げることの妥当性を判断すべきだと主張しました。起業者(国交省)のタイムスケジュールに合わせ、肝心の土地の境界をあいまいにしましたまま裁決を急ぐことは、断じて許されないとしています。

151

土地収用法（改正前）の抜粋

（この法律の目的）

第一条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に關し、その要件、手續き及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について調整を圖り、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且合理的な利用に寄与することを目的とする。

（土地の収用又は使用）

第二条 公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが、土地の利用上適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを収用し又は使用することができる。

（意見を述べる権利）

第六三条三項 起業者、土地所有者及び関係者は、……、意見書により、若しくは、口答で述べた意見の内容を証明するために、収用委員会に対して、資料を提出すること、必要な参考人を審問すること、鑑定人に鑑定を命ずること又は土地若しくは、物件を実地に調査することを申し立てることができる。

（審理又は調査のための権限等）

第六五条一項 収用委員会は、第六三条三項の規定による申立が相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のため必要があると認めるときは、左の各項に掲げる処分をすることができる。

一、起業者、土地所有者若しくは、関係人又は参考人に出頭を命じて審問し、又は意見書若しくは、資料の提出を命ずること。

二、鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三、現地について土地又は物件を調査すること。

皆田ダム住民訴訟日程のお知らせ



お誘い合わせのうえ、多数の傍聴をお願いします。

臺中水道企業團體損害賠償事件

とき 03年9月3日(水) 午前10時より
ところ 岡山地方裁判所

◆十、收用材に於ける採伐の適期と採伐の適量とを決定するに於ける注意事項は、左の如きである。

(11月から集中的に審理がすすめられます)

と	き	03年11月12日(水)	13:30~16:30	(被告証人2名の尋問です)
と	き	03年12月10日(水)	13:30~16:30	(反対尋問)
と	き	03年12月17日(水)	13:30~16:30	(主尋問)
と	ろ	岡山地方裁判所		

「徳山ダムをやめさせる会」発足

7. 12「徳山ダムは名古屋の問題」シンポジウム実行委員会を発展的に解消して、新たに「徳山ダムをやめさせる会」を発足させました(9/11)。そのときは、代表＝伊藤達也、事務局長＝渡辺泰 体制だったのですが、具体的に人(の時間)が足りない状況を踏まえて共同代表制をとることにしました(9/30)。

名古屋を中心とした東海地方全体の運動体として動き出します。

徳山ダムをやめさせる会

共同代表：在間正史・伊藤達也

事務局長：渡辺泰

事務局次長：近藤ゆり子

事務局：名古屋市中区三の丸三丁目1-1

名古屋水道労働組合気付

TEL 052-971-3105 FAX 052-971-3692

事務局長アドレス及び郵便振替口座を現在新設準備中です。

事務局次長・近藤の方が捕まえやすいと思うので、近藤にご連絡頂いても結構です。

◎ 愛知県への申し入れ行動

「徳山ダム事業費増額の費用負担同意をするな」「徳山ダム事業から撤退せよ」

10月8日(水) 10:00～

◎ 10月9日の中部地方整備局事業評価監視委員会に意見書を出す

◎ 11月25日(火) 18:00～ 名古屋市教育館

「徳山ダムをやめさせる会」主催の集会を開く。内容・集會名等は未定

◎ 総選挙と市民への訴えかけについて

「新規水源開発をしない、という水資源機構が巨大ダム開発事業を継続する、というところに『小泉改革』の問題性が現れている。」「不要な巨大ダム開発事業が継続されていること、徳山ダム問題は、まさに、この総選挙の重大争点そのものである。」「そのことをマスコミに提起すれば、総選挙が一般の人に分かりやすいものになるし、一連の総選挙報道を徳山ダムを止める追い風にすることができる。」

徳山ダム建設中止を求める会(代表：上田武夫)

事務局 近藤ゆり子

〒503-0875 大垣市田町1-20-1 0584-78-4119(fax 兼)

近藤 Email:k-yuriko@octn.jp

徳山ダム建設中止を求める会・事務局のホームページ

URL:<http://tokuyama-dam.cside.com/>

気鋭の研究者3人と「川」裁判30年の弁護士の共著。10月1日発売。

「わが国の環境問題、公共事業問題を語る場合、長良川河口堰問題を避けて通ることはできない。…本書が中心的に扱う水資源開発機能から見れば、長良川河口堰は水資源開発の根拠を失っているにもかかわらず存続している事業の典型例であり、かつ、存続によって新たな問題を発生し続けている事業の代表例なのである。…」(「はじめに」より)

水資源政策の失敗—長良川河口堰

著者：伊藤達也、在間正史、富樫幸一、宮野雄一

出版社：成文堂／水資源・環境学会叢書

定価：2200円(消費税別)

中部地方整備局事業評価委員会

委員長 網中政機 様

委員各位

徳山ダムをやめさせる会

共同代表：在間正史・伊藤達也

意見書（紙面の都合で一部略しています）

水資源開発公団（本年10月1日に独立行政法人「水資源機構」に改組）は、8月8日、徳山ダム建設事業に係る変更事業費を算定したと発表しました。それは現在の事業費約2540億円に対して1010億円を増額をし、3550億円に変更するという内容です。

徳山ダム事業は2001年度に評価を経ており、本来は対象事業とならないところ、今般の発表を受けて、今回の事業評価監視委員会における審議の対象事業とされたことは、当を得たものと存じます。

2001年10月、貴委員会は、徳山ダム事業を「継続」とするに当たって、次の二点の留意事項を付記しました。

○ 徳山ダム建設事業の実施に際しては、以下の点に留意すること。

1. 環境対策等

工事の実施にあたっては、引き続き環境の保全に十分配慮すること。

また、関係者が一体となって、上流域の森林保全に努めること。

2. コスト削減と完成期限

なお一層のコスト削減に努力し、治水・利水面の早期効果発現のため、平成19年の完成に万全を期すこと。

水公団（水機構）は、上記留意事項2において、なお一層のコスト削減の努力を要求されたにもかかわらず、これに対し、実に約40%の事業費増額という形で応じたことになりました。

今回の事業評価監視委員会における徳山ダム事業の審議の参考にしていただきたく、以下の意見を申し述べます。

<目次>

《 略 》

添付資料

《 略 》

I. 費用対効果 について

網中政機委員長も述べておられるように、公共事業における費用対効果の問題は極めて重要な問題です。

1. 納税者との約束・財政民主主義

公共事業の事業計画における事業費は、「その額によって

事業を完成させる。それ以上は支出しない」という納税者・国民との約束です。そしてダム事業における事業費は、費用対効果、利水事業での水価等を検討する上で最も重要な要素です。事業費を実に40%も「膨らませる」とすれば、事業の適否を判断するに際しての前提条件、基礎が変更されることとなります。

これまで関係県市の住民は、「事業費3550億円の徳山ダム」の建設の是非に関して投票権行使の機会を与えられたことは一度もありません。代表民主制をもってしても、費用負担をすることになる利水者として水道事業や工業用水道事業を行う愛知県、岐阜県、名古屋市は、短期間の判断をもってこの大幅な増額費用負担の同意を行ってはいかならないはずで、いったん事業を凍結し、水供給のため必要な費用とその料金回収の可能性、事業の費用対効果等、改めて広範な住民、市民、国民の議論に付すべきです。

2. 導水事業計画が存在しない

徳山ダム事業においては、取水・導水の計画は全く存在していません。

1) 水価の算定ができない

① 水源開発事業としてダム建設を行う以上、その開発水を利用するための取水・導水事業が必要です。それがなければ、開発水を利用できませんので、利水事業として全く意味がありません。水道・工業用水道事業は、地方財政法6条により、地方公営企業として、事業収入つまり給水料金による独立採算を義務づけられています。したがって、利水者は、料金算定の前提となる当該ダム開発水利用のための投資単価（給水原価・水価1）、また、投資を回収するために必要な給水料金単価（供給単価・水価2）の算定をしなければなりません。ダム事業計画と取水・導水事業計画を併せてはじめて、水道・工業用水道事業において事業を行うべきか否かの検討に不可欠な水価の算定が可能となります。しかし、徳山ダム事業においては、取水・導水事業計画が全く存在しないため、水価の算定、特に、前提となる上記水価1の算定からして不可能です。そして、どの利水者も水価の算定していません。

水道事業者は、徳山ダム開発水を利用したとき、上記水価2がどれだけになるかの試算を行っていません。特に、需要が頭打ちになって今後の需要増が期待できない現在、地方公営企業として水価1は水道料金で回収しなければなりませんので、新たな供給施設の追加により水道料金の値上げが避けられませんが、水価2の給水料金をどれほど値上げしなければならぬかの試算を全く行っていません。水道料金を払わざるを得ない住民は、慮外の不利益を被ることになります。

工業用水道事業は、事業所への給水は企業との契約ですから、試算される水価で、企業に工業用水を買ってもらえるのか、つまり工業用水の需要が実際に存在するかどうか、極めて具体的な見通しが要求されているはずで、獲得したダム使用権や水利権に見合う需要が無ければ、工業用水道事業は破綻します。

木曽川フルプランエリアでは、工業用水は過剰な水余り状

態にあり、料金で回収できない工業用水道事業の費用負担金は、一般会計から工業用水道事業会計への繰入れによる支払一岐阜県においては一般会計からの直払いという形で取り纏われてきました。地方財政法や地方公営企業法の予定しないこうした異常なことが拡大固定化して良いはずがありません。

② そして、利水者たる愛知県と名古屋市は、自らが、揖斐川から現在取水施設のある木曽川までの導水計画の主体である（＊１）という認識すら欠いています。新規利水に係る導水事業の主体は利水者であるのに、愛知県及び名古屋市は、国に対して「導水計画を明らかにするよう」に要望しているのです。利水者として徳山ダム開発水を使用する意思があるならば、考えられない行動です。

2001年の事業評価監視委員会に資料として、「徳山ダム新規利水者（岐阜県・愛知県・名古屋市）の意向：徳山ダムの早期完成をお願いするものです」という文書（＊２）が出されていますが、自ら行うべき導水計画を考えることすらしない「利水者の意向」は、徳山ダム開発水を本当に使用する意思のない、口先だけのものです。

③ 岐阜県は、揖斐川と接する大垣地域に徳山ダムの水を供給すると言いますが、これを利用するためには、取水・導水・浄水施設が必要です。この地域は現在の水源のほぼ全てが地下水であるため、河川表流水を利用するための取水・導水施設はもちろん浄水施設ありません。しかし、この地域では、取水・導水・浄水施設のどれをとっても計画は存在しません。徳山ダムの直接の利水者として水道用水供給事業を行う岐阜県においても、最終利水者として水道事業を行う大垣地域市町においても、水価を算定しようと試みた痕跡さえありません。（この項につき、3. 水は余っている 3）へ）

2) 渇水対策になりえない

① 河川管理者としての国土交通省（以下、国交省）が事業を行うには、河川管理としての「治水」目的に限られます。

徳山ダム事業においては、1996年10月に名古屋市が「返上」した利水容量を「渇水対策」という「治水」容量に振り替えました（97年12月フルプラン変更。98年2月事業実施計画変更）。徳山ダムの水を木曽川（その利水区域は、名古屋市を含む愛知県、岐阜県、三重県の一部）の「渇水対策」とするには「揖斐川から木曽川へ水を融通するための導水」を行わなくてはなりません。

国は、この「揖斐川から木曽川へ水を融通するための導水」は「両河川の管理を行う国土交通省において、関係市等の意見を踏まえて検討することとしている」（＊１）といますが、未だ関係市等の意見も聞いておらず、計画の片鱗もありません。

徳山ダムを完成させても「揖斐川から木曽川へ水を融通するための導水」計画すら存在しない以上、渇水対策とはなりえません。「現在渇水が頻発しており、今すぐに渇水対策を実施しなければならない」かのような国交省の説明からは、考えられない、それが本当ならあり得ないことです。「揖斐

川から木曽川へ水を融通するための導水」計画すら存在しないことが、この説明が不安をあおるだけのもので、実体のないことを示しています。

② 木曽川流域のダム群、特に、牧尾ダムで、ダム貯水量が低下しやすく、その結果、ダム依存水利権の取水制限が生じやすいのは、実は、ダム依存水利権の河川自流からの取水とダム貯留を制約する基準流量によるものであり、人為的な要素が極めて大きいのです。そして、地下水や河川自流水利権などの自己水源がなく、専らダム開発水に頼る地域が、渇水に脅かされているのです。（＊３）

この新規のダム依存水利権に対し河川自流水取水を制約しダム貯留水の使用を強制する木曽川の基準流量は、大量の農業用水量と河川維持流量を確保するために設定されたものです。上記の「渇水対策」も「揖斐川から木曽川へ水を融通する」という表現から理解できるように、基準流量を確保し、その結果、新規ダム依存利水者の河川自流利用を可能にするという論理なのです。そうすると、問題はこの基準流量、それも大量の基準流量なのですから、それだけの基準流量を確保する必要があるか、河川自流の少なくなった渇水時にも、それだけの基準流量を確保必要があるか、ダム依存水利権の河川自流水取水やダム貯留を制約してまでこの流量を確保する必要があるか、です。基準流量を調整、つまり切り下げることで（当然、補償が必要となるでしょう）、ダム依存水利権の河川自流水取水とダム貯留が可能となり、渇水対策となるのです。その結果、「揖斐川から木曽川へ水を融通する」必要もなくなります。

渇水対策には多様な方法があります。その中で、渇水対策のために新たな水源ダムを造るという方法は、費用対効果の極めて悪い方法です。膨れあがるダム建設費に加えて大きな費用を要する導水事業が必要です。まさにペットボトルで売られる水との値段を比較しなければならないような、異常に高コストの水となってしまいます。

＊１：「答弁書 二について」

《 略 》

3. 水は余っている

1) 新規利水の計画はない

上記「留意事項」では「利水面の早期効果発現」に言及しています。しかし、上述したように、徳山ダム開発水を取水・導水して水道用水や工業用水に使用する計画は存在しません。

都市用水需要はもはや右肩上がりではありません。工業用水需要は一貫して減り続けています。1990年代始めまで漸増であった水道用水においても、その後は1人1日使用水量（需要量原単位）は横ばいないし漸減となっており、今後の人口減を考えれば、水道用水需要も横ばいというよりむしろ漸減となっていくだろうと予想されます（＊４）。現在の供給能力で今後の需要に対応できるのです。「長期的な展望に立」てば、新規利水開発事業に投資する必要はありませんし、新たな投資は、使用されないその費用の支払のみが残る不良資産を生んでしまうので、そのような余裕のないことは明らか

です。

2) 水は余っている

国は、木曽川フルプランエリアの「利水安全度が低い」ことを強調します（「実力が計画の6割程度しかない」といっています）。しかし、2000年度におけるこの地域の需要実績は、「水道水は見通しの約六割、工業用水は見通しの約四割となっている」（*1）。国のこのような仮定であっても、なお、水は十分に余っているのです。

*1:「答弁書 八について」

3) 付記:「利水者・岐阜県の意向」（主に水道用水）について

（この項については、添付書類5だけでなく、Iの2の

1) ①及び③、Ⅲの3も併せてご参照下さい。）

① 徳山ダム開発水のうち水道用水1.5m³/秒について利水者となっている岐阜県と、その水道用水の供給を受けることになっている水道事業者（大垣地域14市町）との間で、具体的な水需給見通しについての認識を共有したことはありません。2001年に貴委員会に「利水者の意向」として示されたものの（*2）のうち、少なくとも岐阜県の水道用水分は水道事業者の具体的な需要予測の裏付けのないものなのです。

② 02年に「徳山ダム建設中止を求める会」（代表：上田武夫。「徳山ダムをやめさせる会」参加団体）が大垣地域14市町を訪ねて聞き取りを行ったところ、「新たな上水道水源の必要があつて県に水源確保を要望したところはない」「負担については何も考えていない」ことが分かりました。そこで同会は、同年9月9日に岐阜県に質問書を提出しました（*5-1）。同年9月25日、岐阜県水資源課は、14市町からの聴き取り無しに利水者としての意向を決めていることを認め、徳山ダム新規利水（水道用水）が必要である旨の意向の根拠は「岐阜県水資源長期需給計画（H6年）」であると回答しました（その後、当該「計画」のバックデータの情報公開請求に対し、『公開することにより、事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報』として非公開と決定した。*5-1）。

③ そして「岐阜県水資源長期需給計画（H6年）」（2001年の「意向」根拠）と大垣地域の実績・計画とは著しく乖離しています（*5-2）。「徳山ダムの水が要る」という岐阜県の需要予測は、過大というより架空というべきです。

岐阜県は、この事実（自らの予測と実績の甚だしい乖離）を省みることなく、今般のフルプラン全部変更に係る水需給想定調査において、市町村から一切の聴き取りはしないと言明しています（*5-3）。

④ 貴委員会におかれましては、「利水者の意向」を判断される際、中部地方整備局提出する資料にのみ頼ることなく、「利水者の意向」に合理的根拠があるのか否かをも、十分に検討・監視して頂きたく存じます。

*5-1. 「徳山ダム建設中止を求める会」（代表：上田武夫、

事務局長：近藤ゆり子）と岐阜県とのやりとり及び新聞記事
*5-2. 岐阜県の予測（2001年の「意向」根拠）と大垣地域の実績・計画との乖離

*5-3. 03年「徳山ダム建設中止を求める会」申し入れ行動と新聞記事

4. 徳山ダムによる洪水対策の問題性

1) 現行の揖斐川治水計画である木曽川水系工事実施計画は、1968年に策定されたものです。この計画は、徳山ダムを中心とするもので、河道分担率が約6.2%と低く、ダムに頼っています。そして、徳山ダムの他に、具体的計画の存在しない複数の「上流未定ダム群」を完成させなければ工事実施計画は完了しません。100年かかっても完成しない非現実的な計画です。現行の揖斐川治水計画には、さまざまな問題点があるのです（*3）。

2) 昨年の2002年7月生じた、揖斐川の大きな支流のうち最下流で合流する牧田川のその支流の杭瀬川のそのまた支流の大谷川の右岸にある洗堰からの越流被害―荒崎地区の洪水被害は、「徳山ダムがあれば防げた」わけでもなく、「徳山ダムが完成しなければ対策が講じられない」ものでもありません。現在、行われている杭瀬川・牧田川の河川改修は大切なことです。行政側の一部に「徳山ダムさえ出来れば解決する」「徳山ダムが出来る前には何の対策もとれない」かのような説明をする者がいることが、結果的に揖斐川流域住民の安全性を損なっています。（大谷川右岸の洗堰―荒崎地区につき*3）。

3) 中日新聞（2003年9月1日付）は、「高橋裕・東大名誉教授（河川工学）は「徳山ダムで下流の雨はコントロールできない。ダムを造れば下流が助かるというイメージがあるが、木曽川三川全体で総合的な対策を考えるのが大事」と指摘している」と報じています。

4) 2003年1月17日、淀川水系流域委員会はその提言の中で、「治水計画は・・・『超過洪水・自然環境を考慮した治水』『地域特性に応じた治水安全度の確保』を目的とするように転換するべきであるとし、「ダムは・・・原則として建設しないもの」とする述べています。これは、淀川水系流域委員会のみの考え方ではなく、1977年の総合治水に始まり2000年の流域対応での治水に到達した一連の河川審議会答申及び1997年の河川法改正の流れ、さらに現在の国交省の治水についての方針に沿ったものと言えます。

現行の揖斐川治水計画は、1968年に策定されたものです。以来35年経ち、今では、河川の施設対応から流域対応というように治水の考え方は変化してきています。「河川の最上流部のダムによる洪水調節」という考え方は、今となつては改めなくてはなりません。

5) 国交省は、1/100規模の洪水の際、徳山ダムによって基準点・万石において1.4mの水位低減が得られるとしています。そして同じ効果を得る他の方策の方が費用が高い、と退けています（「人の暮らしをささえる徳山ダム」H12年版p13参照）。そもそも、この「比較」は流域対応の治水の考え方を全く取り入れていないもので、今では、無意味な

ものです。

それをおいても、この費用計算には大きな問題があります。この「比較」において徳山ダムの費用は2540億円の約24%の600億円とされています。つまり、新規利水や渇水対策、発電などがフルに役立つことが前提となっています。

しかし、これまで述べてきたように、新規利水及び渇水対策に「役立つ」可能性は極めて低い、ほとんどゼロです。（発電については後述）

そうだとすれば、この「比較」においては、徳山ダム事業費は増額されたダム建設費全体の3550億円ということになり、他と比較しても極めて費用の高いものになってしまいます。

6) さらに環境コストというものを考慮するなら、徳山ダムに頼る治水の費用対効果は相当に悪いものだと考えざるを得ません。

少なくとも、「はじめに徳山ダムありき」ではなく、代替案を含めて、費用対効果を十分に再検討するべきときです。

*3:「第4章 被告の主張する新規利水開発以外の目的の検討/第2 洪水調節/3 徳山ダムの洪水調節効果は限られている/2」へ」及び「第5 まとめ」

5. 発電経済性は極めて悪い

【 略 】

II. 留意事項1も守られていない

1. ワシタカ類絶滅の危険は増大している

1) 水公団（水機構）は、自ら解析を委嘱した日本自然保護協会NACS-Jからの指摘・批判を無視して、大型猛禽類の保全策を講じないまま、また、保全策を講じるべき調査を行わないまま、工事を強行してきました。

2) 2003年7月、徳山ダム工事現場近くで衰弱して保護されたクマタカが死にました。ワシタカ類の新しいつがい形成されず、その絶滅のおそれはますます高まっています。

2. 水機構（水公団）の環境対策は行き詰まっている

水公団は、8月の増額発表時に増額の理由に「環境対策」を挙げています。

その目玉の一つとして宣伝している「ありのまま残そう大作戦」は、残存山林を公有化するというものですが、そのやり方において地権者の強い反発を招き、公有化は進んでいません。このままでは、たとえダム堤体を完成させても、湛水するめどは立ちません。

III. 早期完成の必要はない一住民参加による再検討を

1. これまで述べてきたように、新規利水・治水（洪水調節及び「渇水対策」など流水正常機能維持）・発電のどれをとっても2007年の完成を必要とするものではありません。

費用対効果において、極めて重大な懸念が生じた今、徳山ダム事業を凍結し、いわば「振り出し」から再検討すべきときです。

2. 網中委員長もご指摘の通り、各地域で流域委員会ができています。1997年改正河川法の趣旨から言えば、木曽川水系においても、住民参加の流域委員会において、新たな揖斐

川の河川整備計画の論議がなされるべきです。その際、モデルとして参考になれるべきは、めざましい活動をしている淀川水系流域委員会です。淀川水系でできていることが木曽川水系でできないはずはありません。むしろ、淀川水系にまさる河川史に残る流域委員会を構築することが木曽川水系でなされるべきことでしょう。流域対応を含めた多様な治水対策を総合して、河川環境を守りつつ、地域特性に応じた超過洪水に対するものも含めた治水安全性を確保する治水計画へと転換を図るべきです。徳山ダムの建設も、白紙に戻して検討されねばなりません。

3. 改めて言うまでもなく、徳山ダムは木曽川水系水資源開発計画（木曽川フルプラン）に位置づけられた水資源開発施設です。現行の木曽川フルプランは2000年を目標としており、2000年において需要は需要見込（供給計画）の「水道用水は6割、工業用水は4割」という惨状（計画と実績の乖離）であることは前述の通りです。

現在、木曽川フルプラン全部変更の作業が行われています。岐阜県、愛知県は、国から2015年を目標として新たな需給調査をするよう求められています。

徳山ダムからの新規利水を必要とする具体的な計画は、現在全く存在しません。

将来、本当に徳山ダムの水を使うことはあり得るのか？ 水需要の伸びのない現在、そして水利用においては水源施設の建設ではなく需要側対策（DSM）の手法が採られるべきであるという考え方が強まりつつある現在、徳山ダムからの新規利水の必要性には強い疑念が持たれます。

フルプラン全部変更手続きにおける各担当者、関係行政機関、水資源開発分科会木曽川部会委員の方々の真摯な検討と議論がまたれます。そしてその検討と議論には、流域住民や在野の専門家の意見が十分に反映されることが必要です。

4. 繰り返しになりますが、徳山ダムには2007年に完成させなければならない必然性が全くありません。

1010億円の事業費増額という一事をとっても、様々な方向から検討を重ね、幅広い人々の意見を聞くべきです。それには時間が必要です。そして、一旦失われた自然は容易には取り戻せません。

IV. 貴委員会として「工事凍結」の意見を

繰々述べて来ましたが、この問題の多い徳山ダム事業は、とにかく工事を凍結して、改めて議論されるべきです。

貴委員会として、「徳山ダム建設工事は凍結すべし」という結論を取りまとめられ、中部地方整備局長に対して意見を出されることを、切にお願いいたします。

以上

連絡先：事務局長 渡辺泰

TEL:052-971-3105 FAX:052-971-3692

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1（名

古屋水道労働組合気付）

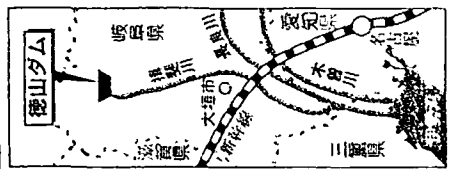
事務局次長 近藤ゆり子 TEL/FAX 0584-78-4119

〒503-0875 大垣市田町一丁目20-1

徳山ダム事業費4割増

読売 03/8/9 総額3550億 負担増に自治体反発

水資源開発公団は八日、岐阜県穂高村に建設している徳山ダムの事業費を当初計画の二千五百四十億円から二千七十億円増し、三年五百五十億円にすることを明らかにした。工事の大體は進捗しているが、自治体の負担増の決定には反対が多数



押し進められたダム事業費は、水道と工業用水に使う「利水」と、水害対策の「治水」などの多目的に役立て、国と関係する自治体などが事業費を

徳山ダム 水資源開発公団が穂高川上流の穂高村に建設している治水や発電を目的とした国内最大級の多目的ダム。総貯水量は、約六億七千万立方メートルに達する。二〇〇〇年三月に本体工事に進んだ。

負担してきた。事業費増額に伴い、愛知県は八十三億円、岐阜県は百六億円、三重県は二十四億円、名古屋市の七十四億円の負担が新たに

求められる。公団では事業費の高騰要因として、物価変動（百四十一億円）、環境保全（百二十九億円）、移転補償費の増大（九十八億円）などをあげている。

徳山ダムの事業費は一九八五年当時の建築費の単価などを基に算定された。当初の完成予定は二二年だったが、土地取得が大體に進んだため、二〇〇七年まで延びた。現在の本体工事進捗は約四割。公団は事業費の増額に際しては、当初の負担分を二〇〇四年度予算の概算要求から順次求めていく。

国・公団中部支社の山口副朗副社長は、「ダムを完

成させるためには、当初でも必要金額は、当初の概算より多かったはずで、ない。自治体にも理解を求めたい」としている。〈関連記事26面〉

徳山ダム 事業費増額

三県一市『明確な根拠を』

読売 03/8/9 反発の背景に水余り状態

水資源開発公団が徳山ダムの事業費増額を決定したことを受け、新たな負担を求められる岐阜、愛知、三重、名古屋の三県一市からは「明確な根拠が示されない以上、これ以上の負担はできない」とする批判が相次いだ。

自治体側が反発しているのは、増額分が巨額を占める。徳山ダムの計画時とは異なり、穂高川上流に大規模なダムが下回って「水余り」の状態が続いて

いるから、経済省の行政評価・管理課によると、木曽川水系では徳山ダムが完成すれば、供給可能な水量は二割に達する可能性があるという。徳山ダムを「安定供給のため必要」と位置づけている愛知県では「基本的には必要ない負担は押し付けられない」（豊田三三市・同課水資源課）とする。水資源開発公団は「水資源の確保から水利権の一部を返上している名古屋市の市村定俊・土木水道局水道本部

必要性の説明努力を

解説 水資源開発公団は、新たに増額分として示した千十億円の事業費について、「工事で出る木の根株などを有効

利用し、事業費の算定時には建築費の単価が変動したことなどを根拠に、これだけの規模のダムを造るのに（千十億円）は必要最低限の額」と強調した。しかし、自治体は完成を延期して「水余り」という事情を抱え、ダム自体が必要かという議論にまでなっている。五十嵐敬典・建設大教授（公共事業論）は「ダムが本当に必要かどうかを国や公団などが国民と共有

に議論すべき時」だと指摘する。中部国際空港の総事業費は約千二百億円に達する見通しとなるなど、公共事業は少い。三県一市の増額後の負担について公団は「合意を得られないケースは想定していない」としているが、事業費のコストダウンに努め、ダムの必要性を説明する努力が一層求められる。（小栗 晴彦）

徳山ダム事業費 追加額1010億円

徳山ダムの主な事業費変更(単位:億円)	現在	変更後	増加額
付け替え追加計画変更	747	888	141
環境調査などの追加	2	24	22
埋蔵文化財調査	11	44	33
埋蔵文化財改訂など	4	27	23
設計・基盤改訂など	57	166	109
堤体関係施工計画など	853	954	101
工事関係施工の変更	202	271	69
補償にかかわる変更	426	524	98
事務費の変更	238	324	86
物価の変化	0	241	241
消費税導入による変更	0	87	87
合計	2540	3550	1010

【注】変更事業費はコスト削減320億円、今後の工事費5%(48億円)削減努力を踏まえた額

本体計画 30年間修正なし



工事が進む徳山ダム。巨額の事業費追加の是非が今後の焦点となる。岐阜県津橋村で

再評価 肥大化

水資源開発公団が、岐阜県津橋村で建設中の徳山ダム事業費を千億円追加し、総額三千五百五十億円とする方針を掲げた。従来の事業費案から二十年近く上ったといえ、新たな国民負担を求める巨額の追加だ。だが、国土交通省と公団は今回の追加費用算出に当たり、大前提となる事業の再評価作業に踏み込んでいない。事業を継続する必要性は今なおあるのか。公共事業の見直しが進む中で、ますます「肥大化」する巨大ダムを検証した。(徳山ダム取材班)

一つの報告書がある。制限を行っており、利水木曾川水系の一水資源開発の安全度は高くない。備発基本計画「フルラ」給排水システムだけでなく、シなどに対する行政許供給安定性の視点が必須師監視達だ。建設費がたとえ削減する。二〇〇二年にまとめた。工事を進める公団中部。それによると、徳山ダムをめぐり、同水系の諸問題は八月下旬の意見で、木曾川水系の水余り問題を要約集(一九九六年)で問われ「公団としては、そのような議論があると承知しています」と取りまわっていた。「水余り」は明らかだった。

国土省治水課は「確かに数字上は水余りの状況」と認める。しかし、内陸正彦課長補佐は「木曾川水系は過水と過害三十一年間に二十九回の取水

る地元負担は、治水方針については三割と大幅に軽減されるからだ。治水シフトは、ダム自体の必要性は認めながら水はいらない。負担増は最小限にとどめたいという自治体側にとっても苦肉の打開策といえる。国土省は治水シフトの検討を公式には否定する。だが、ある関係者は「七月から始まったフルラの見直しで、仮に新規利水の需要見直しで減れば可能性はある」と打ち明けた。

一方、治水シフトにも異論はある。徳山ダムがある津橋川の治水計画は、巨年に一百万立方メートルの洪水に毎秒六千三百立方メートルの最大水量を想定する。同ダムは上流治水ダム群の主要施設と位置付けられた。「徳山ダム建設中止を求める会」事務局長の近藤ゆりさんは「一割減は過大。治水対策は必要だが、最大流の巨体ダムで洪水を防ぐのは費用対効果からおかしい」と主張する。

高橋裕・東大名誉教授は、治水計画は、巨年に一百万立方メートルの洪水に毎秒六千三百立方メートルの最大水量を想定する。同ダムは上流治水ダム群の主要施設と位置付けられた。「徳山ダム建設中止を求める会」事務局長の近藤ゆりさんは「一割減は過大。治水対策は必要だが、最大流の巨体ダムで洪水を防ぐのは費用対効果からおかしい」と主張する。

【徳山ダム】水資源開発公団が津橋川上流の岐阜県津橋村で建設中の治水、利水、発電の多目的ダム。ロックアップ式で高さ一六・一メートル、総貯水容量は約六〇〇〇万立方メートルで全国最大となる。一九九七年に計画され、七六年事業認可。二〇〇〇年に本体工事に入り、〇七年度完成予定。建設に伴い旧徳山村の四六六世帯全戸が集団移転した。従来の二五・四億円と二割増しの総事業費は八年度毎年度に決定された。

【河川工事】も「徳山ダムになる」と指摘し「その治水の幅は二割と大幅に減る」と批判。治水シフトは、ダム自体の必要性は認めながら水はいらない。負担増は最小限にとどめたいという自治体側にとっても苦肉の打開策といえる。

【既成事実】建設が進む中部国際空港。空港会社は、事業の再評価と総事業費千六百八十億円から千三百四十億円を削減した。折りが減れば可能性はある。二〇〇二年にまとめた。工事を進める公団中部。それによると、徳山ダムをめぐり、同水系の諸問題は八月下旬の意見で、木曾川水系の水余り問題を要約集(一九九六年)で問われ「公団としては、そのような議論があると承知しています」と取りまわっていた。「水余り」は明らかだった。

国土省治水課は「確かに数字上は水余りの状況」と認める。しかし、内陸正彦課長補佐は「木曾川水系は過水と過害三十一年間に二十九回の取水。治水シフトは、ダム自体の必要性は認めながら水はいらない。負担増は最小限にとどめたいという自治体側にとっても苦肉の打開策といえる。国土省は治水シフトの検討を公式には否定する。だが、ある関係者は「七月から始まったフルラの見直しで、仮に新規利水の需要見直しで減れば可能性はある」と打ち明けた。一方、治水シフトにも異論はある。徳山ダムがある津橋川の治水計画は、巨年に一百万立方メートルの洪水に毎秒六千三百立方メートルの最大水量を想定する。同ダムは上流治水ダム群の主要施設と位置付けられた。「徳山ダム建設中止を求める会」事務局長の近藤ゆりさんは「一割減は過大。治水対策は必要だが、最大流の巨体ダムで洪水を防ぐのは費用対効果からおかしい」と主張する。

岐阜県知事

『同意しない選択も』

徳山ダム事業費変更で

岐阜県藤橋村に建設中の徳山ダム事業で水資源開発公団が千十億円の事業費増を示したことについて、同県の梶原知事は十九日の記者会見で「(事業費変更)に同意しない選択も、もちろんありうる」と、従来の見解から一歩踏み出す発言をした。

梶原知事はこれまで、揖斐川流域自治体の要望に基づき、地域の安全を

守る観点からダム建設事業の必要性を一貫して強調していた。ただ、六月の県議会では「建設コストを下げることを国や公団に強く求めている」と答弁。さらに今回は「支払えるものは支払うが、ないものはない。単純明快だ」と、より県財政への影響を重視する方向に力点が移った。

現行の事業費の負担割合を当てはめると、岐阜

徳山ダム追加負担
同意せぬよう要望
市に市民団体
水資源開発公団が岐阜
県藤橋村に建設中の徳山
ダムの事業費が、当初予
定額より一千億円以上上
回る見通しになった問題
で、市民団体でつくる
「徳山ダムは名古屋の問
題」7・12シンポジウム実
行委員会(伊藤達也代
表)は七日、名古屋市内
で、事業費の追加負担
に同意しないこと、ダ
ム事業からの撤退を求め
る要望書を提出した。

滋賀の2ダム事業
大阪府が撤退検討
工業用水を転用
大阪府の太田房江知事
は十九日の記者会見で、
国土交通省などが計画し
ている淀川水系の丹生ダ
ム(滋賀県余呉町)と大
戸川ダム(大津市)の事
業からの撤退を検討して
いることを明らかにし
た。

国交省はダムの計画を
見直し中だが、大阪府が
撤退すれば、規模や事業
の継続そのものにも影響
する可能性がある。

府経営企画課による

と、両ダムから水道水を
一日二十万立方メートル
する予定だったが、阪神
工業地帯の衰退で使わな
くなった工業用水の転用
を検討しているという。

太田知事は「国と協議中
で、決定したわけではない
が、要らない投資は避
けなければならない」と
撤退を示唆した。本年度
中に正式決定する。

丹生ダムは水資源開発
公団が事業主体で事業費
は約千億円。大戸川ダ
ムは国交省が事業主体で
事業費は約七百四十億
円。両ダムの府の負担分
は計四百五十五億円(国
からの補助金含む)。

徳山ダム事業費増額

負担額「まだ説明ない」

名古屋市長 導水路計画も

水資源開発公団が岐阜県藤橋村の揖斐川上流に建設中の徳山ダムの事業費が1010億円増額される問題で、費用の一部負担する名古屋市長は十八日、市の負担額や利水に必要な導水路計画が、公団や国から示されていないことを明らかにした。市議会本会議で市の対応を迫られ、答えた。国は年末の来年度予算の財務省原案までに増額への市の同意を得たい考えだが、判断材料が不十分な実態があらわになった。市は水利権を返上した場合の支払額(撤退ルール)についても調査する方針だ。

負担の説明は受けていない。(時期の)具体的な要請はない」と答弁。事業費の変更は「機会ある(こと)に見直しを明らかにするよう(公団に)申し入れたが、8月8日まで明らかにされなかった」と市の立場を説明した。

水を使うには、揖斐川から長良川を越え、木曽川まで水を引く導水路が必要だ。市側は「国に計画を示すよう求めている」と批判した。

公団は10月から独立行政法人水資源機構に移行する。水利権を返上してダム事業から撤退する場合の費用負担ルールが新たにできたため、「選択肢として検討を」と問われ、山田局長は「調査を進めたい」と答えた。

本会議後、梅村氏は「市が対応を決めるには、あらゆる選択肢を時間をかけて検討すべきだ。国や公団は説明責任を果たしてこなかった」と批判した。

名古屋市長

相国と県
に 1億5200万円請求

また、貸付の利率は、
+1.00%の金利に引き上げ

【臨時特別】 2000
 年9月1日から
 12日にかけて東
 海地方は記録的
 な大雨に見舞われ、各
 県市では観測史上最高
 の1時間雨量の記録
 を更新。3日と死者9人、
 負傷者3人の人的被害が
 出たほか、全壊10棟、一部

倒壊42棟など約7万
 棟の住宅被害を出した。
 3日までの死者は、約8
 千人、負傷者も、推定が
 15万人、家屋被害は最大
 で約6万3800人が過
 ぎる。新川は12日午前3時
 ほどに、同市西区の左岸
 側で毎秒約1方19
 00人が床上げ水とな

り、国は緊急補償の責任
 がある」と訴えている。
 原告は西枇杷島町在住
 者が二十五人、新川町二
 人、名古屋市長が十二
 人、全府県が訴訟、床上げ
 水の被害を蒙っており、
 請求額は一人四百万円。
 提訴は災害発生から三年

まだ定められておらず、その提訴もまだ。
十一日の時刻を目前に控、東海豪雨をめぐっては

の故に有る

「三年、ミリゴリの程胡となつた原國のつは、使ひから討つ
能はるまで、并國國が身加ふといふなかつたこともあつた

今、私は手工藝に「これが状況ではない。

並々から所か(の)戸たてて居くと(111)頁。と思(115)頁。

③ 総合岐阜大教授に国際賞 ⑨ 怪作高級品に回復の兆し
 ⑤ 特集県委局長の講演詳報 ⑪ 運動朝青龍 魁皇が連勝
 ⑦ 社説：発言 ⑬ 株：商況 ⑮ 圖書：指摘、小説内田康夫、国産

○一年六月、名古屋市中に	起こっている
自区野並地区の住民ら七	神田夏秋、鶴岡
百人余が、東京方面への	話所并をす
設備・管理に落ち度があ	上で、適切に処
つたとして 同市を相手	い。申しても
取り、総額約七億五千万	生命と財産を守
円を求め、東京方面地裁	原告側が訴え

河内に移るだ。
 中野義雄・中野邦彦
 傳説河内郡長の話 断片
 を以下に示す。河内入
 下地だ。石室は十カ
 所にあり、河内が豊た
 い。

八日午後五時六分、福島県双葉町の新型転換炉「ふげん」の重水炉型建屋内で火災報知機が作動した。核燃料サイクル開発機構(核燃)が放射性物質の放出はなかった。外部への放射能漏れも環境への影響はないという。

TEL 052-951-2818
FAX 052-951-2667
〒460-0002
名古屋市中区丸の内3丁目7-14
新進団求在開 正史升後士

新資料から見えてきた河川管理者の無責任さ

未整備区間を放置し、河川整備基本方針作成へ

渡辺 寛（ナギの会・辰巳の会）

美しき川は流れたり

そのほとりに我はすみぬ

花つける堤に坐りて

こまやけき本の情けと愛とを知りぬ

金沢出身の作家、室生犀星が詠った犀川は既にはない。堤は河川敷に、花は芝生に置き換わった。

この変化をもたらした河川工事は、30年前に策定され6年かけて施工された「犀川中小河川改修全体計画」である。この計画は、犀川の計画高水を以前の2倍に引き上げ、それに合わせて流下能力を高める工事であった。7kmにわたって河床を掘削し、見栄え良い河川敷を整備した。

最近、当時の計画書を入手し、詳しい内容があきらかになり、新しい問題が発見された。しかもこの新しい問題は、県を窮地に追い込んでいる。概略を書いておく。

（現在、犀川水系河川整備基本方針を作成するため、「専門家」などで委員会が進められ、あと1、2回で終了する。）

（1）未整備区間の存在が発覚

全体計画7kmのうち上流1kmは未整備のまま残され、この計画は終了している。この主な理由は、農業用水堰の存在である。この堰は辰巳用水に平行し、金沢の中心部を流れる鞍月用水へ取水するために江戸期以前に作られている。油瀬木(堰)と呼ばれ、慣行水利権で保持されている。おそらく計画作成当時、県は堰の撤去について土地改良区と交渉をしたはずだが、合意を得られなかったのではないかと。県は整備を断念し古い堤防を補強する程度で終わっている（一部はまったく放置され最大の危険箇所である）。これによってこの区間の流下能力は下流の半分しかなく、辰巳ダムを建設してもこの未整備区間から越流することになる。辰巳ダムの前提は金沢中心部の流下能力が、下流の1230t/secでなければならないからだ。

（2）未整備区間に橋を新設。

5年前、未整備区間約1kmの中間に大きな橋が建設された。犀川雪見橋という。地元住民の希望以上の大きなもので、金沢市が作った典型的な「公共事業規格」の橋である。この橋への導入路が兩岸ともないからほとんど車は通らない。

この橋の建設が辰巳ダムと微妙に絡む。この橋は未整備区間の堤防の高さに架けられているため、県が辰巳ダム計画を進めれば、この区間で流下能力1230t/secを確保しなければならない。と

すれば計画高水位プラス 1 m の余裕確保を義務づけている橋梁の法令に触れる可能性がある。流下能力確保のため、この橋を 2 m ほど高く作りなおさなければならないことになる。

(3) 未整備区間の堤防も大問題

橋や堤防は法令によって計画高水位に 1 m の余裕が必要である（流量によって変わる。河川管理施設等構造令）。

この橋の河川占用許可の図面を見て驚いた。計画高水位が堤頂高を超えているのだ。計画高水位は河川管理者である石川県から提供されており、この資料ですでに洪水が起きている。この計画高水位を決めた時点で、県は堤防嵩上げなどの河川工事をする必要があったはずなのだが、計画高水位や計画河床などの資料を金沢市に提供するだけである。無責任と言わずしてなんと言おう。

(4) 県の水防計画書で危険度は A

計画高水が堤防を超えている未整備区間について、県は今年度の水防計画書で、危険度最高ランクの A に指定している。「越流の危険」があるというのだが、対策は「土嚢と捨石」と書いてある。30 年、未整備区間を放置しておきながら「危険度 A」と書くだけである。

(5) そもそも計画高水が大きすぎるのだ

県が、辰巳ダムを前提に、計画高水を流下能力に合わせて $1,230 \text{ m}^3/\text{s}$ にしたことが原因で様々な整合性のとれない問題が起きてきたのだが、過去 500 年をみると堤防越流による氾濫は、犀川で一度だけ起きている。明治 7 年のことだ。単純に考えると 100 年確率以上の洪水はこの 500 年に 5～8 回発生しているはずである。1 回しか越流していないということは、未整備区間も 100 年確率の洪水を流下させていることを示しており、そもそも計画高水そのものが高すぎるということの証明でもある。

以上、最近入手した資料から問題点の概略を書いた。資料などを付けて、ホームページに掲載していく。

◆ナギの会 <http://homepage3.nifty.com/nagi/>

◆辰巳の会 <http://www2u.biglobe.ne.jp/~saigawa/>

東大芦川ダムの費用対効果は0.57

栃木県鹿沼市 高橋比呂志

県営東大芦川ダム（栃木県鹿沼市内の大芦川。総貯水容量983万m³。概算事業費310億円）は、今年7月30日に福田昭夫知事が中止を発表しましたが、自民・公明県議の巻き返しが強く、樂觀できません。また、水のたまりぬ南摩ダムの完成を代替案の前提としているため、問題の解決になっていません。

ここでは、「全国のダム計画で出されている費用対効果の数字を疑う必要がある」ということを訴えたいと思います。

県は、2000年1月作成の調査報告書で東大芦川ダムの費用対効果を1.41としていましたが、今年3月30日に開催された大芦川流域検討協議会で「治水経済調査マニュアル（案）（2000年5月、建設省）に従い費用、便益ともに現在価値化して計算すると1.7になる」と数値を上げました。

これに対し、検討協議会の水谷正一委員（宇都宮大学教授）が「流量～被害額曲線」のプロットミスを指摘すると、県は水谷委員に「ミスを訂正したが、ほかの部分を見直すとやはり1.7になる」と回答しました。水谷委員がその他の計算ミスを指摘すると、5月25日の検討協議会で県は、「費用対効果は1.46になる」と下方修正しました。

宇都宮市在住の山本武さんが水谷委員をサポートして、県（の委託した（財）栃木県建設総合技術センター）が用いたであろうコンピュータプログラムのうち、氾濫水位から被害額を算出するプログラムを再構築し、浸水深に関する県の計算ミスを訂正して再計算しただけで、費用対効果は1.18になりました。（山本さんの作ったプログラムが正しいことは、理論的に確認されています。）さらに、上記マニュアル（案）に従い全氾濫ブロックに無害流量を設定するなどの修正をするほか、県が10年とした整備期間を12年として計算すると、0.57になりました。

「考え方の違い」の問題にされないために、流量と氾濫水位は県のデータをそのまま用い、「すべての氾濫ブロックで全面破堤する」という非常識な前提や「総費用は建設費と維持管理費しか考慮しない」というマニュアル（案）自体のおかしさには敢えて触れませんでした。

なお、8月6日に開催された県公共事業再評価委員会で県は、「整備期間は15年かかるので費用対効果は1.1になる」と更に下げました。

これまで費用対効果の計算過程はブラックボックスの中にあり、費用対効果が水増しされていても運動団体は反論できませんでした。

運動団体が費用対効果分析のコンピュータプログラムを作成して事業者の計算を検証できたことは、今後、ダム事業者が費用対効果の面で住民を欺くことを困難にし、画期的な成果だと思います。詳しくは、下記URLをご参照ください。

<http://www.thinkjapan.gr.jp/~omoigawa/rsch/BnftByCstlnHODam/BbyCmain.html>

東大芦川ダム、治水分の費用対効果は0.57 市民団体「計画見直しを」

◇県の数値は1.46

県が鹿沼市草久地区に建設を計画している東大芦川ダムをめぐり、市民団体「思川開発事業を考える流域の会」（会長＝藤原信・宇都宮大学名誉教授）は12日、記者会見し、同会が算出した同ダムの治水分の費用対効果を0.57と発表した。県の算出した1.46を大幅に下回る数値で、同会会員の水谷正一・宇都宮大学教授は「治水効果がないといってもいいぐらい低い数値で、計画自体を見直すべきだ」と訴えた。同会は同日、福田昭夫知事に要望書を提出した。

費用対効果とは、公共事業を導入した場合、かかる費用に対しどれだけの効果が上げられるかを数値化したもの。事業の優先度にもよるが、「一般的に1.0以下の場合、事業の見直しや代替案などを検討する目安となっている」（県河川課）という。

水谷教授は同ダム建設の是非を検討する「大芦川流域検討協議会」の委員も務めた。協議会終了後、同会は00年5月に建設省（当時）が作成した「治水経済調査マニュアル」をもとに、県から提出された流量などのデータを用いて算出した結果、県が協議会に報告した1.46を大幅に下回る結果が出た。

水谷教授によると、県のデータは、ダム建設後に洪水が起きた場合の被害戸数などに疑問点があるほか、同マニュアルに沿って試算すると建設費も県の数値よりも大きかったという。

県河川課によると、県は02年度、東大芦川ダムの費用対効果の調査を外部のコンサルタント会社に依頼した。同社は同年度末、1.7と試算した数値を協議会に報告したところ、水谷教授らから疑問の声が上がり、1.46に下方修正した。

同課は「建設省のマニュアルは一般的なもので、個々の河川の事情を細かく設定しているわけではない。適用の仕方でも費用対効果の試算も変わってくる。また1.46という数値は暫定的なもので、今後修正することもありえる」と説明している。【川端智子】

■写真説明 記者会見する水谷教授

人々の生活に影を落とす巨大ダム

——フィリピン・サンロケダム 着工から5年半経った今——

国際環境 NGO FoE Japan

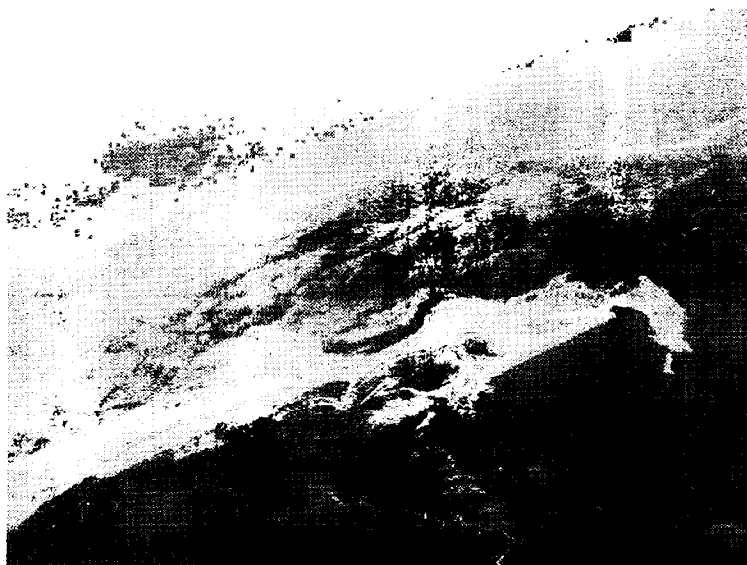
開発金融と環境プログラム

波多江 秀枝

●サンロケダムと日本の関わり

両脇に悠然と広がる水田を眺めながら、凹凸一つないきれいに整備された道路をまっすぐに歩いていくと、突如、巨大な一つの壁が見えてくる。この道は、サンロケダムの工事のために作られたアクセス・ロード。そして、この高さ 200m、横幅 1km 強の壁こそがアジア最大級の大きさを誇るサンロケダムだ。6つの洪水履きを備えた、その完璧な姿をした巨大ダムの前で圧倒される。

ダムの建設地に入り、今度はダムの上から眺めるその風景に息を呑む。一方は、下流に向かって流れていくアグノ川とそこに横たわるパンガシナン平野の農地。そして、後ろを向き上流を見渡すと、そこには人口の湖とは思えないほどの大きなダム湖が静かに水を湛えている。



上空から見たサンロケダム

日本の企業（丸紅、関西電力。発電機は東芝が受注。）が関わって進められてきたこのサンロケダムは、フィリピン・ルソン島北部に連なるコルディリェラ山脈の南の端に建設された。総工費約 12 億ドルの大半は、日本の特殊法人である国際協力銀行（当時日本輸出入銀行）からの融資で賄われており、1998 年 10 月、同事業の発電部門に民間金融機関との協調融資で約 5 億ドル。その後、社会調査が不十分であったことが判明し、事業用地からの移転世帯が増加するなど、その社会環境への悪影響を懸念する声が大きくなったが、1999 年 9 月には、ダム部門への 4 億ドルの追加融資がなされた。

フィリピン政府もこの事業を国家最優先事業と位置付け、積極的に進めてきた。そして、今年 5 月に商業運転の始まった発電部門（発電容量 345 メガワット）のほか、灌漑、洪水制御、水質改善という目的を掲げるこのダムの建設が完了したいま、フィリピンの人々の生活に多大なる恩恵をもたらすことが期待できるとする。

しかし、1998 年にダム建設が着工されて以来、すでに 5 年半。事業が着々と進む一方で、この巨大ダムは事業に反対してきた人々の生活に大きな影を落としている。

●土地・川とともに暮らすイバロイ民族

サンロケダムの上流、コルディリェラ山脈の山道をジブニー（フィリピンの乗り合いジープ）で行くこと 2 時間半。山間を流れるアグノ川沿いに、十段は軽くありそうな緑の棚田がパッと広がり、先住イバロイ民族の最後の聖地、イトゴン町ダルピリップ村が見えてくる。米やマンゴー、ジャックフルーツ、サントール、バナナ、コーヒー等々、さまざまな植物を育て、野豚や鶏を飼い、時には、川で小魚や砂金をとる。イバロイの人々の生活は、先祖代々受け継がれてきた土地と、そのすぐ側を流れるアグノ川とともにある。

しかし、そんな彼らの生活が、「ダム」という名の開発によって今、脅かされている。下流に建設された

サンロケダムによって、村が埋まってしまう恐れがあるからだ。

●イバロイ民族の懸念と続く反対運動

鉱山開発のために激しい森林伐採が行なわれたアグノ川では、ダム湖からその上流にかけての土砂堆積が起りやすいことをイバロイの人々はよく知っている。1950年代、60年代に同じアグノ川の上流でアンブクラオダム、ビンガダムがつくられたとき、いずれの場合も、「ダム上流に位置する川沿いのイバロイ民族の村は大きな影響を受けることはない。」との事業者の説明があった。しかし、2つのダムの完成後、数年のうちに、村の家屋や田畑が土砂堆積によって埋まってしまった。彼らは結局、先祖の土地を離れ、川に根づいた生活を捨て、ちりぢりに分散してしまうよりほかなかったのである。

このように自分達の村を追われ続けてきたイバロイ民族にとって、イトゴン町ダルピリップ村は民族の文化的生活を子孫に継承する最後の聖地だ。村の人々は、計画が明らかになった1995年からダム建設への反対を表明し、1998年にダムの建設が始まった後も、繰り返しダム建設の中止を訴えてきた。

●フィリピン法にも違反

「先住民族に対する説明や話し合いは、ダム事業が始まる以前にはなかった。」「政府に対して自分達は無力であり、事業を中止する術がないと感じたので、少なくとも補償を受けよう同意した。」こう述べるイバロイの人々の権利は、『フィリピン先住民族権利法』によって保護されるはずだった。この法律には、事業者が「開発事業の実際の実施・着工以前に」影響を受ける先住民族の「十分な情報に基づく事前の自発的同意」を得なくてはならないと規定している。イバロイの人々が「事業の開始前の同意」をできず、また、「事業ありき」で補償交渉の道しか残されていないなか、「自発的同意」をできる状態にはなかったことは明らかで、サンロケダムの建設がこの規定に違反していることは誰の目にも明らかだった。

しかし、フィリピン政府は前大統領時に、先住民族権利法のサンロケ事業への適用を命じた事実にもかかわらず、現大統領に替わって以降、「サンロケの電力買電契約の締結が1997年で、先住民族権利法の発効した98年よりも前であったことから、同法の同事業への適用は行わない。（注：制定は契約より前の97年）」と解釈の転換を図った。こうして、先住民族の声は事業者やフィリピン政府に取り上げられることのないまま、建設工事は進められ、昨年8月に貯水が始まってしまった。イバロイの人々はこう言う。「この地が埋まってしまったらイバロイはどこへ行けばよいのか。」

●生活の場を失った人々

事業の影響をすでに直接受けている人々の生活難の影も深刻だ。実にサンロケダムの建設地、貯水池などのため、4,968ヘクタールの土地が収用された。その事業地から移転を余儀なくされた781世帯のうち約180世帯は事業者の用意したカマンガアン再定住地に、また、約40世帯はラグパン再定住地に移転。その他の世帯も各々で自力移転をすでに終えている。また、その事業地内で農業を営んでいた人、アグノ川沿いで砂金採りをしてきた人なども事業の影響を受けている。耕す土地がなく、川での砂金採りももうできない。



サンロケダム正面

最悪の場合、ブタ小屋を建てたり、野菜を植えるほんの小さな庭もない。

●代わりの生計手段がない

最も深刻な影響を受けているのは、これまで生計手段を砂金採取のみに頼ってきた人、あるいは、小さい農地で小作をしながら、砂金採取に現金収入を大きく依存してきた人々だ。人々の家計状況は非常に深刻で、すでに、高校をやめなければならない子供たち（14歳～16歳）が出始めている。

また、事業用地から約180世帯が移転したカマンガアン再定住地では、移住が1999年に開始され丸4年経った現在、家を売却、あるいは、レンタルで他人に貸し出し、「再」再定住した者がすでに70世帯を超える。彼らはこう言う。「再定住地ではやることがない。持続可能な生計手段をくれれば再定住地に行くけれど、砂金採取ができなくなった今、私たちがほしいのは土地。」再定住地に依然住み続けている人も、「この近代的なコンクリートの家は確かに気に入っていた。昔みたいに頻繁に建て直す必要もないし。でも、今は（昔と違い）食べるものでも、何でもお金がいる。」「毎月の水代、電気代を払うのさえ今は苦しい。昔は水もタダだったし、色んな野菜を自分たちで作ることができたのに。」と、彼らの生活が厳しいことを伺わせる。

しかし、彼らにとって重要な現金収入の手段であった砂金採取に対しては金銭補償はなされず、生活再建プログラムの提供が最小限に限定された砂金採取者にのみ（事業用地内の川沿いでの砂金採取をすでに事業者が禁止していた1999年および2001年の調査に基づき、砂金採取者のリストが作成されているため。）提供されることになっている。この提供される生活再建プログラムに対しても、「砂金採取に代わる生計手段を本当にもたしらしてくれるのか」——人々の間では疑問の声が後を絶たない。

●期待できない「生活再建」プログラム

人々が生活再建プログラムを疑問視するのは、これまでに行なわれてきたプログラムの結果を見てきたからだ。たとえば、事業者がこれまで補償対象者に行なってきた生活再建プログラムの一つに「養豚」がある。事業者がローン形式で提供する子豚と飼料で3～4ヵ月養豚をおこない、その後、豚を売り出して得た利益から事業者への子豚・飼料の元金返済分を差し引いた額が自分の収入になるという仕組みだ。しかし、このプログラムで得られる収入は3～4ヶ月で1頭当たり0～500ペソ（2003年10月現在：1ペソ＝2.2円）という計算になる。砂金採取では雨季（6～8月ごろ）に一日900ペソ、乾季でも一日150ペソ程の収入を得ることができたことを考えると、養豚が補助的な生計手段にしかなり得ないことがわかる。住民のなかには、「飼育していた豚が途中で病気にかかって死んでしまったので、子豚の元金1,500ペソとそれまでにかかった飼料代が借金として残っただけ。」と漏らす者もいる。

このように生活再建プログラムは実効性や持続性に問題があり、住民が被った損害を補うのに十分な生計手段の創出にはつながっていないのが現状だ。人々が今求めていることは、砂金採取が事業者によって禁止されてからこれまでに被った過去の損害の金銭補償、また、今後の生活のために代替の生計手段が提供されることだ。なかでも、「新しい農地」、あるいは、「安定的な雇用」を望む声は大きい。

●社会不安と人権侵害の増大

生活の苦しい住民のなかには、ダムの建設現場内に放置、あるいは、埋め立てたサンロケダムの建築廃材（金属屑）を事業者の許可なく回収して町の中古品販売店に売却することで、生計の足しにしようとする者もいる。しかし、これが現地で非常に痛ましい事件を引き起こしている。事業者が住民による建築廃材の持ち出しに対する監視の目を強化した結果、2002年8月から9月にかけて、サンロケダムの建設現場内で、廃材を取りに来たのではないかと疑われた住民がサンロケダムのガードマンによって発砲されるといった事件が相次いで起きたのである。うち1件では19歳の少年が射殺されてしまった。それでもなお、生計手段を持たない人々は、法の目をかいくぐって、廃材を拾いに行く毎日が続けている。

サンロケダムに反対する住民への事業推進派（地元の政治家や権力者）による監視の目もかなり厳しくなっている。反対住民の中傷から、住民組織を解体しようとする動き、また、地域社会内の軍隊・警察の巡察など、嫌がらせ、活動の妨害などが目に見える形で増えてきているのである。たとえば、ある町では、町長が「サンロケダムに隣接するアグノ川沿いの村で、テロリスト・グループによるシンパ拡大の動きが見られるため、治安の悪化が懸念される」とし、2002年10月半ばから夜間外出禁止令（午後9時～午前4時）

を執行。反対住民をテロリストとして扱い、住民によるサンロケダム反対の声を抑制する動きを見せている。このような動きは、住民の活動の参加に対する無言の圧力となっているだけでなく、日常生活の中にも、家族・親戚内での不信感、地域社会内での不信感、不安、恐怖感等、さまざまな弊害をもたらしている。

●国際協力銀行はいつになったら動くのか

事業者は事業を始めるにあたり、人々の生活がよくなることを約束して同意を求めた



そうだ。しかし、生計難から

「マニラ日本大使館前での抗議活動（2002年9月）」

学校をやめ、親の生計を助けようとしている子供も出てきている現在の状況を見れば、その約束が守られるどころか、以前の生活水準すら維持できていないことは、誰の目にも明らかな状況だ。「事業者の用意した生活再建プログラムを引き続きモニタリングしていきます。」いつもこう答える国際協力銀行は、その生活再建プログラムがうまくいっていないこと、また、問題が一向に解決されていないことに本当に気づいていないのだろうか。

国際協力銀行の融資がなければ、事業者がこの事業を進めることは不可能だった。融資者はこの事業に責任がある。「先住民族の土地の保護」や「自分たちの生活する権利」、また、「国際協力銀行の融資の凍結」



「ダルピリップ村で田植えをするイバロイの人々（2002年10月）」

を求める声をしっかりと受け止めるとともに、ダムが目と鼻の先に見え、文字通り、ダムと隣り合せて生活をしている彼らが、もう叶わないことを重々承知の上でふと漏らす、「できることなら昔の土地で元通りの生活をしたい。」その願いこそを真摯に受け止め、早急に適切な対応をとることが国際協力銀行に求められている。そして、これは私たち日本人が受け止めなければならないメッセージでもある。

より詳細な情報はWEBサイトをご覧ください。

<http://www.FoEJapan.org/aid/jbic02/sr/index.html>

愛知県、岐阜県にお住まいの方へ、緊急の呼びかけです

緊急のお願い！ 岐阜県・名古屋市・愛知県の方、是非、監査請求人になって下さい。

(031006読売記事)

徳山ダム事業費 増額巡り監査請求へ

◆住民ら 「水の需要ない」

岐阜県藤橋村の徳山ダムの総事業費が約一千十億円増額された問題で、追加負担を迫られている愛知、岐阜県と名古屋市の住民は五日までに、二県と同市に対し、「ダム水の需要はない」として、増額分の支出差し止めを求める住民監査請求をする方針を固めた。名古屋市民オンブズマンが賛同者を募っており、今月中旬、一斉に監査請求する。ダムから取水する予定のない三重県については、今回の監査請求は見送る。

徳山ダムは、利水や治水、発電を目的にした多目的ダムで、木曽川水系揖斐川最上流の藤橋村（旧徳山村）で、二〇〇〇年に本体工事が始まり、二〇〇七年度に完成が予定されている。

一九八五年に算定された総事業費は約二千五百四十億円だったが、水資源開発公団が今年八月、物価の変化などを理由に約四割の増額を発表。同公団では現在、東海三県と名古屋市に追加負担に応じるよう要請しており、二県と名古屋市の追加負担額は合計約三百六十三億円に上る。

監査請求では、周辺の上水と工業用水の需要が同公団の予測よりも伸び悩んでいることに触れ、「ダムの開発は不要。需要の見込みがないのに、負担増は許されない」として、ダムの工事そのものを批判している。名古屋市民オンブズマンは「このままでは水道料金の値上げは避けられない。二県と名古屋市は追加負担の根拠を説明し、時間をかけて議論すべきだ」としている。

徳山ダムを巡っては、建設に反対する住民グループが国などを相手取り、事業認定の取り消しや、すでに支出された工事費の返還などを求めた訴訟を岐阜地裁に起こし、今年三月までに結審している。

.....

岐阜県居住の方は「岐阜県」に、名古屋市居住の方は「名古屋市」及び「愛知県」に、名古屋市以外の愛知県居住の方は「愛知県」に監査請求することになります。

◎ 指定の様式に、住所・氏名・職業を記入し（氏名は自署のこと）、押印して下さい。

※ 監査請求書様式は下記よりダウンロード出来ます。

<http://tokuyama-dam.cside.com/kansaseikyu.htm>

◎ 10月17日に一斉提出します（この行動をご一緒に頂ける方は、下記集約先にお問い合わせ下さい）ので、16日までに下記の集約先に郵送（持参）して下さい。

岐阜県分＝徳山ダム建設中止を求める会・事務局 近藤ゆり子

〒503-0875 大垣市田町1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119

（県民ネット：寺町知正さんの方でも結構です。

〒501-2112 山県市西深瀬 208-1 TEL0581-22-2281）

名古屋市・愛知県分＝名古屋市民オンブズマン事務局

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41 リプレビル6F

TEL:052-953-8052 FAX: 052-953-8050

◎ 監査請求の内容の問合せ先＝竹内裕詞弁護士

〒460-0002 名古屋市中区錦3丁目7-3 ユーハウスビル4F さくら総合法律事務所

TEL:052-962-0550 FAX: 052-961-8090 Email:sakura-law@mub.biglobe.ne.jp

◎ その他問い合わせ先

徳山ダム建設中止を求める会・事務局 近藤ゆり子

〒503-0875 大垣市田町1-20-1 TEL/FAX 0584-78-4119

Email:k-yuriko@octn.jp

愛媛

松山支局
〒790-0003
松山市三番町4-9-7
☎089(941) 0155
FAX(941) 0125

新居浜支局
〒792-0023
新居浜市本町1-44
☎0897(33) 2237
FAX(32) 3344

伊予三好
〒799-0422
伊予三好市中庄町
26-1
☎0896(23) 5233
FAX(23) 5370

今治
〒794-0057
今治市泉川町1-2-17
☎0898(22) 0089
FAX(22) 0084

八幡浜
〒796-0031
八幡浜市江戸町1-4-8
☎0894(22) 0854
FAX(22) 4625

宇和島
〒798-0061
宇和島市御殿町8-2
☎0895(22) 0046
FAX(22) 3753

高松
〒760-0001
高松市本町1-1-1
☎087(21) 0001
FAX(21) 0001

徳島
〒760-0001
徳島市本町1-1-1
☎087(21) 0001
FAX(21) 0001

香川
〒760-0001
香川県本町1-1-1
☎087(21) 0001
FAX(21) 0001

愛媛
〒790-0001
愛媛県本町1-1-1
☎089(941) 0001
FAX(941) 0001

「流域委員」住民参加を

肱川のダム計画に反対するグループ

肱川流域の今後二、三十年間の整備内容を定める国の「河川整備計画」について協議する「流域委員会」のあり方が議論となっている。と自治体の推薦者を委員とする国土交通省四国地方整備局の方針に、地元自治体の市長も住民の意見をどう反映させるかが争われている。



大洲市長も申し入れ

97年に改正された新河川法では、河川整備計画をつくる際に必要に応じて「半自治体」の意見を聴き、公聴会など関係住民の意見を反映させるために必要措置を講じなければならない」としている。大半の整備計画は、流域委員会を設けるなどして多方面からの意見を聴いてい

秋の深まりとともに南予の穀倉地帯、宇和町の宇和野で稲刈りが本格化している。写真、同平野では計約8000畝で「コンヒカリ」や「あきたこまち」「キヌヒカリ」などが栽培されている。



今年のはじめに東予和農協は「長閑と日照不足で、いま一つ」としているが、これからは晩稲の刈り入れも始まり、収穫は今月中旬まで続く。

稲刈り本格化
宇和野

流域委員会は、住民から委員が選ばれない委員会では認められないと訴えた。宇和市長も、反対派の住民代表を委員に加えるよう、同事務所へ申し入れた。

山島坂ダム
考える集会
来月22日開催
肱川流域計画で、山島坂ダムの問題点を全道にアピールしようとする。大洲市や松山市など。

山島坂ダムは、山島坂ダムは山島坂ダムの見直し案、再調査案として、協議を続けてきた。と、委員会の見直しは考

山島坂ダムは、山島坂ダムの見直し案、再調査案として、協議を続けてきた。と、委員会の見直しは考

山島坂ダムは、山島坂ダムの見直し案、再調査案として、協議を続けてきた。と、委員会の見直しは考

山島坂ダムは、山島坂ダムの見直し案、再調査案として、協議を続けてきた。と、委員会の見直しは考

約50団体が加盟する「水資源開発問題全国連絡会」の総会が23日に大洲市であり、これに合わせて企画した。

水資源開発問題全国連絡会の総会では、国土交通省の河川整備計画を審議する流域委員会(第三者委員会)への対応や、土地や漁業権などの強制収用の問題を討議し、全国のダム計画の状況について情報交換する。

集会の実行委員らは「多くの市民が参加し、ダムの問題を考えた話し合いをしてほしい」と話している。

山鳥坂ダムと肱川を考える全国集会

全国各地方の市民の集まり

生活を、自然を破壊するダムはいらない・・・日本各地のダム反対運動体がムダなダム計画を止めようと1993年に発足させた「水源連（水源開発問題全国連絡会）」（事務局東京）の第10回総会が大洲市で開催されることになりました。多くのダム建設を中止させ「脱ダム」の潮流をつくってきた水源連加盟団体約50団体の人たち、及び学識者や国会議員などが大洲市に集まります。

この機会に、全国的にはまだまだ知られていない「山鳥坂ダム建設問題」を地元から全国に発信し、また、全国各地のダム問題の豊かな知恵と経験を学ぶことを目的に、「山鳥坂ダムと肱川を考える全国集会」を開くことになりました。当日は「山鳥坂ダムの欺瞞性と肱川の体系的治水対策」を明らかにする予定です。「美しい肱川を次代の子供たちに残すため」「市民の負担となるムダな公共事業を止めさせるため」「美しい自然と生態系を守るため」この全国集会を成功させたいと思っています。

山鳥坂ダムと肱川を考える全国集会

と き：11月22日（土曜） 午後3時30分～午後6時まで

ところ：大洲市市民会館中ホール

第10回 水源連 総会（大洲市民会館）

水源総会は専門的な知識と豊富な経験を持つ全国組織です、どなたでも参加できます。

11月23日（日曜） 午前9時00分～午後2時00分まで

主催・山鳥坂ダムと肱川を考える全国集会実行委員会

事務局 大洲市菅田町菅田丙739（有友方）0893-25-5805

水源開発問題全国連絡会（東京都千代田区平河町）

03-5211-5429

肱川を、日本中の人が考えてくれる集会です。多くの方のご参加をお待ちしています。

残そう美しい肱川を、未来の子供たちに

山鳥坂ダムと肱川を考える全国集会に、ぜひご参加下さい。

この集会は、私たちの肱川によせる想い・山鳥坂ダム建設計画の欺瞞性を全国の皆さんへ訴える、最高のチャンスです。

肱川流域は、山紫水明の地とされ、肱川と共に発展してきました。かつては、豊かな水量を利用し舟運が大変盛んでした。藩政時代の治水対策としてはナゲを造り、堤防に竹や榎を植えました。竹は竹細工を地域の産業へ育て、榎は燃やすと煙が出にくいことから軍需物資的な役割を果たしたようです。洪水でさえも、恵みを田や畑に与えてくれ、豊かな農産物を手にすることができました。

また、肱川は大洲の年中行事と深く関わっています。成人式の日の中水泳、臥龍の渡し、鮎の解禁、鵜飼、花火大会、芋炊きなど数え上げればキリがありません。

ところが、鹿野川ダムが造られ、さらに野村ダムが造られたころから、様子が変わってきました。水量がダム操作により異常に減少したり、ダムが説明ほど治水効果を果たさなかったり、さらに水質の汚染など野村・鹿野川両ダムの弊害は数え上げるとこれもキリがありません。そこへ、山鳥坂ダムの建設計画です。目的は治水対策とされていますが、治水の役にどれだけ立つのでしょうか。

そこで、この全国集会で水源連から肱川の科学的な分析の結果を提案していただきます。豊かな肱川を後世に残すため、もう一度肱川を考えなければなりません。

第10回水源連総会へも、ぜひご参加下さい。

水源連(水源開発問題全国連絡会)は、1993年に結成されました。

それまでばらばらに全国でダム建設問題と格闘していた仲間たちが集まり、ダム建設をやめさせるために互いに力をあわせようと結成されました。現在では約50の団体が参加しています。以来10年、建設大臣(五十嵐・野坂)との話し合い、ダム建設見直し機関設置に向けた活動、ダム審議会の欺瞞性を明らかにするための活動など様々な活動が行なわれてきました。

総会では、全国のダム建設反対運動の現状、互いに共通する課題を話し合います。

後援団体 肱川漁協 長浜漁協 山鳥坂ダム反対住民連絡会 大洲市の住民投票を実現する会
肱川・水と緑の会 公正な大洲市政を求める会 肱川の水を考える会
長浜町をまじめに考える会 肱川の清流と自然を守る大洲の会 新しい風を起こす市民の会
緑のNGO愛媛 とともに未来を拓く会 愛媛環境ネットワーク 松山の水と環境を活かす会
松前の豊かな水資源を活かす会・北条の水と環境を考える会・重信町の水を考える会

第10回水源連総会・現地見学会 参加申込書

※空欄に必要事項を記入、見学会のバス乗車、宿泊等については当該項目を○で囲んでください。

氏名	郵便番号	住所	電話	所属団体	22日現地見学会バス	22日宿泊	性別	22日夕食兼懇親会	23日総会	23日松山空港シャトルバス予約
連絡代表者					A.松山空港から参加 B.市民会館から参加 C.伊予大洲駅から参加 D.不参加	要 不要	女 男	参加 不参加	参加 不参加	要・不要 JAL / ANA 時 分 便
					A.松山空港から参加 B.市民会館から参加 C.伊予大洲駅から参加 D.不参加	要 不要	女 男	参加 不参加	参加 不参加	要・不要 JAL / ANA 時 分 便
					A.松山空港から参加 B.市民会館から参加 C.伊予大洲駅から参加 D.不参加	要 不要	女 男	参加 不参加	参加 不参加	要・不要 JAL / ANA 時 分 便
					A.松山空港から参加 B.市民会館から参加 C.伊予大洲駅から参加 D.不参加	要 不要	女 男	参加 不参加	参加 不参加	要・不要 JAL / ANA 時 分 便

☆22日の宿泊費は7千円（朝食付き）夕食兼懇親会費用込みで10,500円。

☆見学会参加費は松山空港からの場合2500円、伊予大洲駅からの場合1500円

☆22日15時30分から行われる全国集会の参加費（資料代）は別途会場で頂きます。

☆総会の参加費（軽食代など）500円

タイムスケジュール

22日（土）	11時20分	松山空港より見学会バス出発 伊予大洲駅へ
	12時45分	大洲市民会館前集合（自動車の方）
	13時00分	伊予大洲駅バス出発 山鳥坂ダム計画地現地見学へ
	15時00分	大洲市民会館着
	15時30分	全国集会開始
23日（日）	18時30分	市民会館から宿舎へ移動
	19時00分	夕食兼懇親会
	8時30分	市民会館で水源連総会
	11時40分	軽食休憩（20分程度）
	14時00分	総会終了
	15時ごろ	松山空港行きシャトルバス

宿泊先（大洲市内2カ所の予定）
・ホテル研屋（とぎや）
0893-24-2029
〔夕食兼懇親会場〕
・ホテルだいいち
0893-24-5156

★申し込みは、この用紙に記入の上11月5日必着で、下記宛にFAXまたは郵送でお送りください。E=MAILの場合は必要項目全てを明記してお送りください。

宿泊先が2カ所に分かれるので、調整の都合上出来るだけ早めに確実な内容でお送りください。締め切り以降に変更が生じた場合至急ご連絡ください。

181-0016 三鷹市深大寺2-27-13 佐藤 守 電話・FAX 0422-32-9811（電話は夜7時）E-MAIL=moru@parkcity.ne.jp